

資料 1 に記載されている文言の補足説明参考資料

ページ数	資料 1 該当ページ	説明
P1	P1 現状と主要課題 4 つ目	広陵町地域防災活動推進条例
P3	P13 現状と主要課題 3 行目	広陵町の地域包括ケアシステム
P5	P14 手段 2 つ目	広陵ささえ愛
P7~P26	P17 現状と主要課題 2 つ目	奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例
P27~P34	P17 現状と主要課題 3 つ目	広陵町第 3 期障がい者計画（概要版）
P35~P42	P20 現状と主要課題 2 つ目	広陵町地域福祉計画（概要版）
P43	P22 手段 2 つ目	広陵町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例
P45	P24 指標 4 つ目	要保護児童対策協議会（要対協）
P47	P30 現状と主要課題 3 つ目	コミュニティカルテ
P49~P52	P46 手段 4 つ目	特定農業振興ゾーン
P53	P51 手段 2 つ目	Koco-Biz（広陵高田ビジネスサポートセンター）
P55~P66	P54 現状と主要課題 4 つ目	広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画
ページ番号無し	P41 現状と主要課題【男女共同参画】手段 1 つ目	広陵町男女共同参画行動計画 概要版

○広陵町地域防災活動推進条例

目次

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 災害予防対策

第1節 町民による防災活動(第10条—第14条)

第2節 自主防災組織による防災活動(第15条—第19条)

第3節 事業者による防災活動(第20条—第22条)

第4節 施設管理者による防災活動(第23条—第25条)

第5節 地域における防災活動の推進に関する基本的施策(第26条—第36条)

第3章 災害応急対策

第1節 町民による防災活動(第37条・第38条)

第2節 自主防災組織による防災活動(第39条)

第3節 事業者による防災活動(第40条)

第4節 施設管理者による防災活動(第41条)

第5節 地域における防災活動の推進に関する基本的施策(第42条—第44条)

第4章 復旧及び復興対策(第45条)

附則

誰もが健やかに暮らせるための地域づくり

広陵町の地域包括ケアシステム 取り組み

◆在宅医療・介護連携推進事業

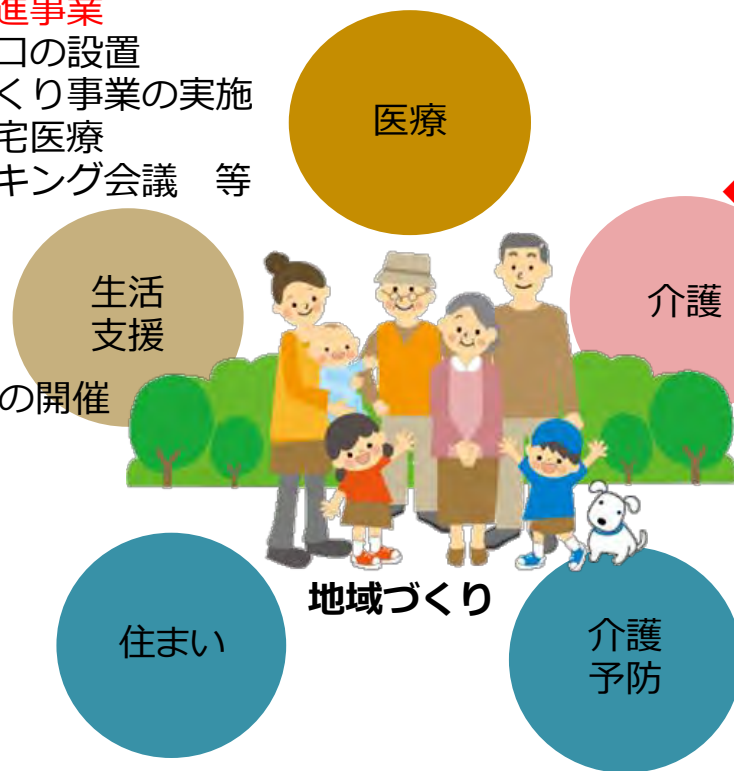
- ・在宅医療支援相談窓口の設置
- ・入退院調整ルールづくり事業の実施
- ・国保中央病院圏域在宅医療
介護連携推進ワーキング会議 等

◆生活支援体制整備

- ・地域づくりフォーラムの開催
- ・コーディネーターの設置
- ・協議体の設置

◆認知症総合支援事業

- ・認知症カフェ
- ・徘徊SOSネットワーク
- ・RUN伴参加
- ・認知症初期集中支援チームの設置



◆地域ケア会議

- ・自立と自立支援にむけた取り組み
- ・専門職の質の向上
- ・適正なサービスの利用に向けた取り組み

◆介護予防・日常生活支援サービス

- ・短期集中予防サービスC
- ・緩和基準予防サービス

◆一般介護予防事業

- ・介護予防リーダー養成講座
- ・KEEPはつらつ教室等
- ・介護予防出前講座
- ・介護予防検討会議
- ・通いの場づくりに向けた取り組み
(介護予防自主活動支援事業)
- ・地域リハビリテーション活動支援事業

広陵町

通いの場への
取り組み



広陵町に住み続けるために、元気な時から介護予防
「歩いて行けるところに」を
コンセプトに
通いの場づくりに取り組んでいます。

地域の人みんなで集まって
楽しく過ごせる場所

歩いて5分の
集会所

世代を超えた地域の
つながりができた

集まって、みんなで体操
することで、介護予防

ワイワイ、ガヤガヤ
通いの場に来て話を
するのが楽しみ

体調や最近の出来事
をお互い話せる場所

知り合い、友人を集めて、近所の集会所で！

通いの場立ち上げのご相談は

広陵町介護福祉課
地域包括支援センター

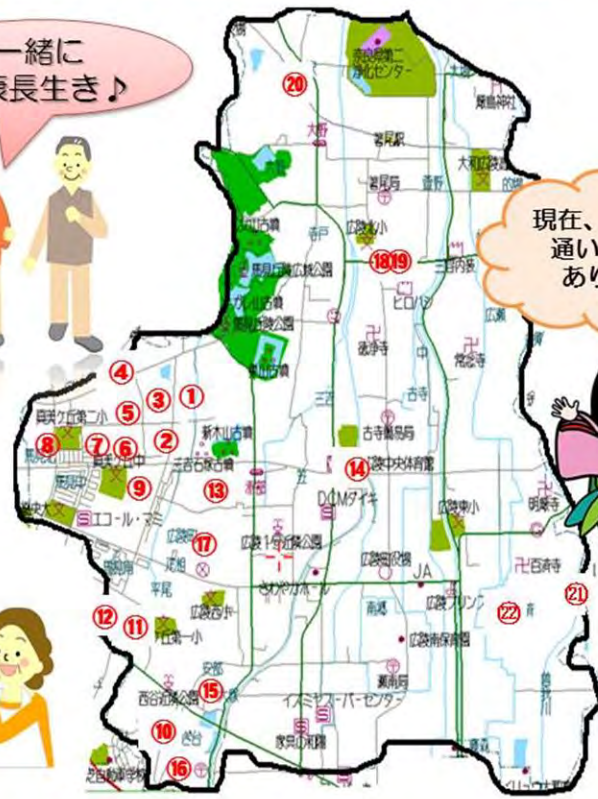
☎ 0745-54-6663

広陵町通いの場一覧

一緒に
健康長生き♪



現在、22か所
通いの場が
あります



- ①かがやきの会 (馬見北1丁目)
- ②菜の花クラブ (馬見北2丁目)
- ③三和会 (馬見北3丁目)
- ④はまゆうクラブ (馬見北4丁目)
- ⑤いきいき健康クラブ (馬見北5丁目)
- ⑥横峰ハッピークラブ (馬見北6丁目)
- ⑦ほほえみ (馬見北7丁目)
- ⑧真友会 (馬見北9丁目)
- ⑨きらめきクラブ (馬見中2丁目)
- ⑩かぐやひめ体操 (馬見南3丁目)
- ⑪はつらつ馬見南 (馬見南4丁目)
- ⑫つばさグランパの会 (馬見南5丁目)

- ⑬赤部いきいきクラブ (赤部公民館)
- ⑭すこやかサークル (中央公民館)
- ⑮なでしこ会 (大塚公民館)
- ⑯六道山なごみ会運動クラブ (六道山公民館)
- ⑰さくら会 (疋相 個人宅)
- ⑱はしお元氣村かぐや姫たち (はしお元氣村)
- ⑲はつらつ教室はしお元氣村 (はしお元氣村)
- ⑳集いの会 沢 (沢公民館)
- ㉑幸サロン (百済新子公民館)
- ㉒萩の里 (百済二条公民館)

地域の支えあい

地域づくり

あったらいいな！

地域の困りごと

ボランティア

介護予防

サロン活動



005

～自分が支える地域は、自分を支えてくれる地域～

広陵ささえ愛

令和元年9月発足

「広陵ささえ愛」は、地域の困りごとを、地域で解決するために、地域のことを考える作戦会議の場(協議体)です。

地域の中歩いて通える場所に「通いの場」などを作ったり、地域のなかまづくりをしたり、地域の困りごとを解決するために作戦会議をしています。

住民の皆さまにも、「広陵ささえ愛」の活動を知っ

ていただき、地域づくり、地域のなかまづくりにご協力いただきたいと思います。皆さまと力を合わせて、いつまでも住み慣れた地域で元気にいきいきと心豊かに暮らし続けられる、支えあい・助け合いにあふれる広陵町を目指します。

詳細は裏面へ

生活支援体制整備事業 (広陵町・広陵町社会福祉協議会)

「広陵ささえ愛」発足までの道のり

この事業は、住民の皆さんが、住み慣れた地域で元気にいきいきと心豊かに暮らし続けられるよう、健康寿命を延ばし、支えあいができるまちづくりを推進しています。

町では、この取り組みの一つとして、昨年度から「地域づくりフォーラム」や勉強会を開催し、住民主体の検討の場（協議体）ができるように進めてきました。

その結果、勉強会に参加された人々が中心になって、「広陵ささえ愛」（協議体）が小学校区ごとに発足しました。



地域づくりフォーラム



勉強会



「広陵ささえ愛」発足

なぜ支えあいの活動は必要なのか？

1. 少子高齢化と担い手不足

町では、団塊の世代が75歳を迎える2025年には、高齢化率が29%を超え、約3人に1人が高齢者となり、65歳以上の高齢者1人を15～64歳の世代が2.4人で支える時代になると推計されています。

2. 支えを必要としている人が増えている

昔は家族やご近所同士のお互い様の関係の中で、自然と解決されていたことが、少子高齢化や核家族化による家族のあり方の変化によって、買い物やゴミ出し、移動などができにくくなって、日常生活の困りごととして、支えを必要とする高齢者が増えています。



「広陵ささえ愛」の活動と今後について

「広陵ささえ愛」メンバーは、住民の皆さまが元氣であることと、支えあえる地域づくりが必要であると考えています。

- 住民の皆様にご介護予防の必要性を伝える
 - 地域での支えあいの大切さを知ってもらう
 - 日常生活での困りごとを聞いて、住民同士での支えあいができないか方法を考える
- これらについて話し合い、活動を進めています。
- そして今後は、地域にたくさんの方の集える場ができ、そこに参加することで介護予防につながり、また、住民同士の支えあう絆が深まることを目標に活動を展開していきます。



奈良県

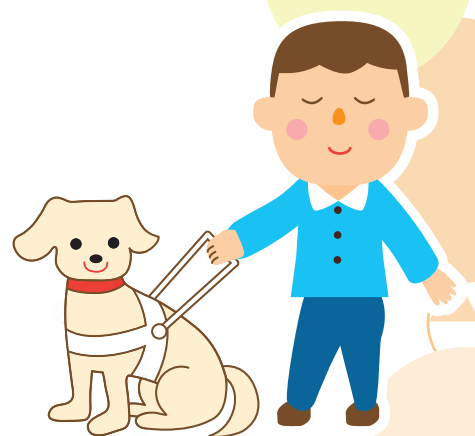
障害のある人もない人も

ともに暮らしやすい

社会づくり条例

「ガイドライン（概要版）」

平成28年4月1日施行



この条例は、障害のある人もない人もともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県づくりを目指して制定されました。

みんながお互いを思いやりながら、安心して幸せに暮らすことができる社会を築いていきましょう。

奈良県障害のある人もない人も ともに暮らしやすい社会づくり条例

障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会の実現は誰もが望んでいるところですが、今なお、障害や障害のある人への理解不足等により、障害のある人が障害を理由とした不利益な取扱いを受けたり、生活の様々な場面で暮らしにくさを感じたりしています。

この条例は、そうした問題をなくし、障害のある人もない人もお互いにかけてのない個人として尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会づくりを目的にしています。

私たち一人ひとりが障害のことを理解して、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、差別や障壁がなくなれば、障害のある人だけではなく、全ての人にとって暮らしやすい社会になっていきます。

障害のある人もない人も、ともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県をつくりましょう。

この条例では「何人も障害を理由とする差別をしてはならない」としており、公的機関はもちろんのこと、企業や団体、個人など、全ての人を対象としています。



この条例では、「障害を理由とする差別」を禁止しています。「障害を理由とする差別」とは、次の2つがあります。

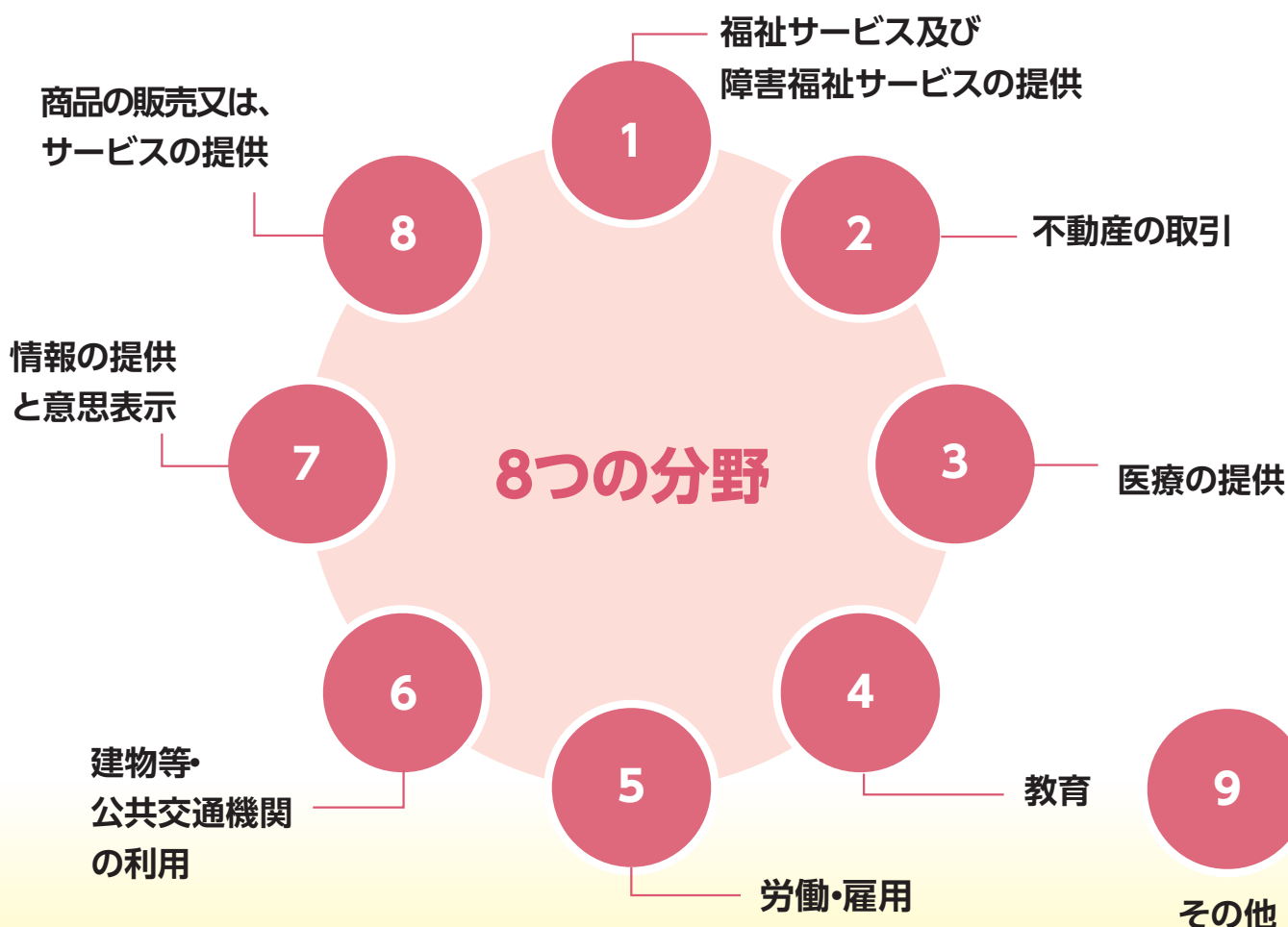
不利益な取扱い

合理的な配慮の不提供

「不利益な取扱い」とは？

「不利益な取扱い」とは、やむを得ない理由(合理的な理由)なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、提供に当たって場所や時間帯などを制限したり、障害のない人には付けない条件を付けたりするようなことをいいます。

障害のある人の生活に関わる8つの分野について示すとともに、8つの分野以外の行為についても「その他」として包括的に禁止しています。



こんな場面で気をつけて

福祉サービス及び障害福祉サービスの提供

障害を理由として、福祉サービスの提供を拒んだり、制限したり、これに条件を付けるなどをしてはいけません。

また、障害を理由として、障害のある人の意に反して障害者支援施設などへの入所及び入居を強制してはいけません。

こんなことが「不利益な取扱い」になります

- 「障害のある子どもの母親は働かずに子どもの面倒を見るべき」として、障害のある子どもの保育園への入園を拒むこと。
- 親に障害があることを理由に、子どもの保育園の入園を認めないこと。
- 障害のある人本人の意思を確認せず、家族又は行政のみと相談して施設への入所を決めること。

不動産の取引

障害を理由として、不動産の売却や賃貸、賃借権の譲渡、賃借物の転貸を拒んだり、制限したり、条件を付けるなどをしてはいけません。



こんなことが「不利益な取扱い」になります

- 障害のある人の障害の状態や求められる配慮等を聞こうとせず、障害があることを理由に、賃貸借契約を一律に断ること。
- 入居のための審査で精神障害を理由に入居を拒否したり、保証人の数を増やしたり、特別な保証人(障害者団体等)を求めたりすること。
- 筆談によるコミュニケーションがとれるにもかかわらず、「契約手続きができない」として、売買等の契約を拒否すること。

医療の提供

受付

障害を理由として、医療の提供を拒んだり、制限したり、条件を付けるなどをしてはいけません。

また、障害を理由として、障害のある人が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制したり、隔離してはいけません。



こんなことが「不利益な取扱い」になります

- 障害のある人が入院するときに「個室に入ること」、「24時間付き添うこと」を求めること。
- 視覚障害のある人が病院に来る際に付き添いを求めること。
- 障害を理由に、診察などを後回しにしたり、サービス提供時間を変更又は限定すること。
- 入院治療の必要性が低く、障害のある人が退院を希望しているのに、強制的に任意入院を継続すること。

教育

障害のある人の年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導や支援を行わなければなりません。

また、障害のある人やその保護者から意見を聞かなかったり、必要な説明や情報提供を行わないで、又はこれらの人の意見を十分に尊重せずに、就学すべき学校を決定してはいけません。

こんなことが「不利益な取扱い」になります

- 障害を理由に、学校で希望するクラブ活動等や学校行事への参加を制限すること。
- 教育委員会の一方的な判断で就学先を決めたり、保護者の付き添いや介助を入学の条件に付したりすること。
- 代替案を提示したり障害のある児童や生徒及びその保護者に十分な説明をせず、障害を理由に、遠足や修学旅行等で一部待機や別コースを強いること。



こんな場面で気をつけて

労働・雇用

障害を理由として、募集もしくは採用を行わなかったり、制限したり、条件を付けるなどをしてはいけません。

また、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、昇進、降格、配置転換、研修もしくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇をしてはいけません。

こんなことが「不利益な取扱い」になります

- 障害のある人の障害の状態や求められる配慮等を聞こうとせず、障害があることを理由に採用面接を一律に拒否すること。
- 障害があることを理由に、正当な評価をせず昇進させないこと。
- 労働能力等に基づくことなく、単に障害があることを理由に、解雇の対象とすること。

建物等・公共交通機関の利用

障害を理由として、建物その他の施設や公共交通機関の利用を拒んだり、制限したり、条件を付けるなどをしてはいけません。



こんなことが「不利益な取扱い」になります

- 車いすであることを理由に、タクシーの乗車を拒否すること。
- 構造上車いすで入場できる施設にもかかわらず、「対応できない」という理由で、事情の説明もせず、入場を一方向的に断ること。
- 施設への入場や宿泊の申込みにおいて、障害のある人の障害の状態や求められる配慮等を聞こうとせず、障害があることを理由に、入場や申込みを一律に断ること。

情報の提供と意思表示

障害を理由として、情報の提供を拒んだり、制限したり、条件を付けるなどをしてはいけません。

また、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒んだり、制限したり、条件を付けるなど不利益な取扱いをすること。



こんなことが「不利益な取扱い」になります

- 「障害のある人にはわからないだろう」と判断して情報提供をしないこと。
- 聴覚障害のある人が手話によりコミュニケーションを行うため、手話通訳者や介助者の同席を求めたが、それを断ること。
- 障害のある人が意思表示をするときに、メールなど特定の媒体(手段)しか認めず、ファックスなどの代替手段を認めないこと。

商品の販売又は、サービスの提供

障害を理由として、商品の販売やサービスの提供を拒んだり、制限したり、条件を付けるなどをしてはいけません。

こんなことが「不利益な取扱い」になります

- 「盲導犬です」と説明されても、「飲食店だから動物は困る」と入店を断ること。
- 旅行ツアーの申込みにおいて、障害のある人の障害の状態や求められる配慮等を聞こうとせず、障害があることを理由に、事情説明もせず、付き添いを一律に求めること。
- 障害を理由として、対応を後回しにしたり、サービスの提供時間を限定すること。



「合理的な配慮」とは

「合理的な配慮」とは、障害のある人が毎日の生活の中で暮らしにくくしているものや、困っていること(社会的障壁)を取りのぞくために、お金や労力などの負担があまり重くない範囲で行うことをいいます。

しかし、その内容は、障害の特性や程度、状態、場面、性別、年齢などでも、必要なものや求められることが一人ひとり違ってきます。日ごろから社会的障壁をなくすようにすることはもちろんですが、困っている様子を見かけたり、配慮を求められたときは、できる限り力になるように心がけましょう。負担が大きくて(過重な負担)できない場合は、相手にちゃんと説明して分かってもらうことが大切です。



障害の特性を知ってサポートしよう!

視覚障害

何らかの原因で目に障害があることにより、まったく見えない場合と見えづらい場合とがあります。また、生まれつきの障害(先天性)か、病気や事故などでの障害(中途障害)によっても、その内容には個人差があります。



困っています、こんなこと

- 慣れていない場所では、一人で移動することが困難です。
- 目からの情報が得にくいいため、音声や手で触れることなどで情報を得ています。
- 周りの状況がわかりづらいため、自分から会話が始められないことがあります。



まわりの配慮、こんなこと

- 誘導するときは、半歩先に立ち、肩やひじにつかまってもらい、相手のペースに合わせましょう。
- 「こちら」、「あちら」などの指示語は使わず、「5m先を右」など具体的に説明しましょう。
- 困っていそうなときは、声をかけましょう。

聴覚・言語障害

まったく聞こえない「ろう」と、聞こえにくい「難聴」があります。また先天性の障害と、事故や病気で途中から聞こえなくなる中途失聴があります。

言語障害には、言葉の理解や適切な表現が困難な「言語機能の障害」(失語症、言語発達障害など)と、ことばの理解はできますが、発声だけが困難な「音声機能の障害」(吃音症など)があります。聴覚障害と言語障害が重複することもあります。

困っています、こんなこと

- 障害のある方により、コミュニケーション方法はさまざまです。
- 音によって周囲の状況を判断することが困難なことがあります。
- 会話が困難なため、音声だけの会話では、情報を得られないことがあります。



まわりの配慮、こんなこと

- 「手話」、「要約筆記」、「筆談」、「口話」など、コミュニケーション方法を確認しましょう。
- 大事な内容を伝える際は、内容をメモ用紙等に書いて渡したりしましょう。
- 講習会やイベントなどでは、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者などを配置しましょう。



障害の特性を知ってサポートしよう!

盲ろう

目と耳の両方に障害があることをいいます。人によって4つのタイプがあり、それぞれにコミュニケーション方法があります。

- 全盲ろう : まったく見えず、まったく聞こえない状態 → 主に触手話、指点字、手書きを使用。
- 全盲難聴 : まったく見えず、少し聞こえる状態 → 主に音声通訳、指点字、手書きを使用。
- 弱視ろう : 少し見えて、まったく聞こえない状態 → 主に弱視手話を使用。
- 弱視難聴 : 少し見えて、少し聞こえる状態 → 主に音声通訳を使用。

困っています、こんなこと

- 生活環境や視覚障害と聴覚障害の程度などにより、コミュニケーションの方法が一人ひとり異なります。
- 社会参加をするためには、情報入手・コミュニケーションの支援や移動の介助が不可欠です。
- 自分の力だけで情報を得たり、人と会話したり、外出・移動することが困難なため、社会から孤立してしまうことがあります。



まわりの配慮、こんなこと

- コミュニケーション方法を確認し、話しかけてみましょう。
- 盲ろう者向けの様々な支援があることを伝えましょう。
- 通訳・介助員が通訳しやすいような環境を作りましょう。

肢体不自由

手や足に起きたマヒや、身体の一部を損なうことで起こります。歩くことや手を使うことなど、日常の動作や姿勢を保つことがむずかしくなります。原因は先天的な障害や出産時、妊娠時の疾患、突然の事故や病気などさまざまです。車いすを利用することが多く、ことばが上手に使えなかったり、コミュニケーションをとりにくくなることもあります。



困っています、こんなこと

- 十分なスペースがなかったり、段差や障害物があることなど様々な場面で困ることがあります。
- 発語の障害やマヒのため、自分の意思を伝えるににくい方がいます。
- 障害者用駐車スペースが空いていないため、利用できないことがあります。



まわりの配慮、こんなこと

- 困っていそうな時は、声をかけ手助けしましょう。
- 聞き取りにくい時は、きちんと内容を確認しましょう。車いすの方と同じ高さの目線で話しましょう。
- 車いすの方の乗降には広いスペースが必要です。一般の方は駐車しないようにしましょう。



内部機能障害



内臓機能の障害です。身体障害者福祉法では「心臓機能」「呼吸器機能」「腎臓機能」「ぼうこう・直腸機能」「小腸機能」「肝臓機能」「ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能」の7種類の機能障害が定められています。



困っています、こんなこと

- 外見から分かりにくく、周りから理解されにくい
ため、電車やバスの優先席に座りにくいなど、心理的
ストレスを受けやすい状態にあります。
- 障害のある臓器だけでなく、全身状態が低下して
いるため、体力が低下し、疲れやすい状態に
あります。
- 携帯電話の電波などが、心臓ペースメーカーに
悪影響を及ぼすおそれがあります。



まわりの配慮、こんなこと

- 外見からは分かりにくい障害であることを理解
しましょう。
- 体力が低下しているため、風邪などの感染症を
うつさないように注意しましょう。
- 車内等で携帯電話を使用するときは、ルールや
マナーを守りましょう。

重症心身障害

先天性、後天性を問わず、重度の身体障害(肢体不自由)と重度の知的障害が重複した状態をいいます。

困っています、こんなこと

- 自分一人では日常生活をおくることが困難で、
すべての生活面において全介助が必要です。
- 言葉による理解や意思の伝達が困難なので、
何もわかっていないように思われます。(又は、
言葉の理解や気持ちを伝えることが難しく、何
もわかっていないように思われます。)
- 外出先では、成人のオムツ交換ができる多機能
トイレが必要です。



まわりの配慮、こんなこと

- 車いすやストレッチャーを見かけ、手助けが必
要だと思ったときは、本人や介護している方に
声をかけましょう。
- 言葉で話せなくても感じる心は同じです。皆さ
んと同じように普通に関わりましょう。
- 多機能トイレは、障害のある方を優先させてあ
げましょう。



障害の特性を知ってサポートしよう!

知的障害

小児期あるいは、18歳までになんらかの原因で知的な能力に遅れが生じ、日常生活や社会生活への適応に困難があります。

主な特徴は、「ことばを使う」「記憶する」「抽象的なことを考える」「人とのコミュニケーション」などを苦手とする方が見受けられます。また、ことばや行動の意味が相手に上手く伝わらず、周りから誤解や偏見を受けることもあります。

困っています、こんなこと

- 外見からはわかりにくいので、周囲から障害を理解してもらえないことがあります。
- 複雑な話や抽象的な話を理解しにくい人がいます。
- ひとつの行動にこだわったり、同じ質問を繰り返したりする人がいます。



まわりの配慮、こんなこと

- 知的障害への間違った知識や思い込みによる偏見をなくし、正しい知識を身につけましょう。
- 本人が内容を理解できるように、ゆっくりと簡潔に具体的な言葉で話しかけましょう。
- 子ども扱いせずに、その人の年齢にふさわしい対応を心がけましょう。

発達障害

脳機能の発達が関係する生まれつきの障害で、「自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)」、「注意欠陥多動性障害(注意欠如・多動性障害)」、「学習障害(限局性学習障害)」などがあります。

発達段階や生活環境、障害の重複などで一人ひとりその特性は多様であり、個々に症状は違います。

困っています、こんなこと

- 外見からはわかりにくいので、周囲から障害を理解してもらえないことがあります。
- コミュニケーションや対人関係を築くことが苦手な人がいます。
- 相手の表情やその場の雰囲気を読み取るのが苦手な人がいます。



まわりの配慮、こんなこと

- 発達障害への間違った知識や思い込みによる偏見をなくし、正しい知識を身につけましょう。
- 曖昧な言葉や抽象的な言葉を避け、できるだけ具体的に話をしましょう。
- 本人が困っていることを話せる人や環境を整えましょう。





○ しましょう

✕ してはダメ



精神障害

「統合失調症」、「うつ病」、「双極性障害(躁うつ病)」などの精神疾患により、精神機能の障害が起こります。幻覚や妄想、不安や不眠などの精神症状や身体症状、行動の変化が見られます。

困っています、こんなこと

- 外見からは分かりにくく、障害についてあまり理解されないため、相談もできず、一人で悩むときがあります。
- ストレスに弱く、対人関係やコミュニケーションが苦手な人がいます。
- 長期入院などから、社会生活に慣れていない人がいます。



まわりの配慮、こんなこと

- 精神障害への間違った知識や思い込みによる偏見をなくし、正しい知識を身につけましょう。
- 「●●してはダメ」と否定的なことばでなく、「●●しましょう」と肯定的なことばで話しかけましょう。
- 相手に不安を感じさせないように、穏やかな対応やコミュニケーションを心がけましょう。

依存症

快楽を得るために、依存している物質(アルコールや薬物など)や行為をやめようと思ってもやめられない状態をいいます。

依存症はアルコール・薬物・たばこなどの物質に依存する「物質嗜癖」のほか、ギャンブル・買い物・仕事などに依存する「プロセス嗜癖」などがあります。

困っています、こんなこと

- 自分の力だけで依存を打ち切るのは困難です。
- 依存症は病気のため、治療が必要ですが、個人の問題だととらえられ、治療に対する周囲の理解が得られないことがあります。
- 依存している物質や嗜癖を断ち切っても何かのきっかけで依存症が再発するおそれがあります。



まわりの配慮、こんなこと

- 治療中は、家族や周囲の人が、依存症について正しく理解をして接しましょう。
- 本人のプライバシーや意向に配慮した上で、通院や自助グループに参加できるように配慮しましょう。



障害の特性を知ってサポートしよう!

てんかん

脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、てんかん発作が繰り返し起きる病気です。てんかん発作は、身体の一部あるいは全身がけいれんしたり、意識だけがなくなるなど、さまざまな症状があります。

困っています、こんなこと

- 正しく知られていないため、「誤解」や「偏見」を受けたりします。
- 疲れすぎたり、寝不足が続くと発作が起きやすくなります。
- 発作の不安から新しいことに挑戦することをあきらめたり、引きこもりがちになることもあります。



まわりの配慮、こんなこと

- 発作に遭遇したら、周囲の人は冷静に対応することを心がけ、騒いだり、身体をゆすったりしないようにしましょう。
- 病気の特性を周囲の人が良く理解し、過剰に活動を制限せず、能力を発揮する機会を摘み取ることをないようにしましょう。

高次脳機能障害

交通事故などの頭部のケガや、脳出血・脳梗塞など脳血管疾患や病気により起こります。「話す」「考える」「おぼえる」「注意する」など、さまざまな脳の働きの一部に障害があらわれます。



困っています、こんなこと

- 外見からは分かりにくいので、周囲の人に気づいてもらえないことがあります。
- 新しいことが覚えられない、同じことを何度も聞く、物をなくしても自分で探し出せないことがあります。
- 気が散りやすい、同じミスを繰り返す、同時に複数のことができないことがあります。



まわりの配慮、こんなこと

- 高次脳機能障害への間違った知識や思い込みによる偏見をなくし、正しい知識を身につけましょう。
- 「手順を簡単にする」、「手がかりを増やす」など、環境を整えましょう。
- 疲れたり、イライラしている様子が見られたら、一休みして気分転換を促しましょう。





難病

原因不明で治療方法が未確立であり、さらに、後遺症が残るおそれのある病気です。長引いて、慢性的経過をたどり、本人や家族の経済的・身体的・精神的負担が大きくなります。

困っています、こんなこと

- 外見からはわかりにくいので、周囲から障害を理解してもらえないことがあります。
- 午前中は体調が悪くても、夕方になると良くなるなど、一日の中での体調の変動があることがあります。
- 一日の中で疲れやすさや痛みを伴うことがあります。



まわりの配慮、こんなこと

- 難病への間違った知識や思い込みによる偏見をなくし、正しい知識を身につけましょう。
- 症状や体調に応じて、対応して欲しい内容を本人に確認しながら、できるだけ負担をかけない対応を心がけましょう。

身体障害者補助犬



「身体障害者補助犬」とは、目や耳、手足に障害のある人の生活をサポートする、「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことです。身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。

補助犬の種類

盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。ハーネス(胴輪)をつけています。

介助犬

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行ないます。『介助犬』と書かれた表示をつけています。

聴導犬

音が聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音・FAX着信音・赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。『聴導犬』と書かれた表示をつけています。

お店などで、「ほじょ犬マーク」を見かけたり、補助犬を連れている人を見かけたりした場合は、理解・協力しましょう。



こんなときに、こんなところで、こんな

飲食店で

視覚障害の人に、メニューやその内容を読んで説明しましょう。



受付・窓口で

聴覚障害の人に、筆談や手話などでコミュニケーションをとりましょう。



災害・緊急時に

視覚障害の人に、相手の目となって非常口などに誘導しましょう。



役所や会社で

障害のある人から申し出やたずねられたときなどは、ゆっくりと分かりやすいことばで説明しましょう。内容が分かったことを確認しながら話しを進めましょう。



な配慮」

サポートをします。

駅で

車いすの人が電車やバスに乗り降りするときに、駅員やまわりの人が手助けをしましょう。



お店で

車いすの人が手の届かない上の方にある商品などを代わりにとって渡しましょう。



まほろば「あいサポート運動」

障害を知り、共に生きる、社会を目指して

奈良県では、障害のある人もない人も、すべての人が暮らしやすい社会をつくるために、まほろば「あいサポート運動」を進めています。さまざまな障害を理解してもらい、その人たちが困っていること、その手助けや配慮の方法を知り、行うことを目的にした運動です。

「あいサポーター」募集

日常生活の中で障害のある人を、手助けしていただく「あいサポーター」を募集しています。詳しくは、「奈良県健康福祉部障害福祉課」までお問い合わせください。

奈良県健康福祉部障害福祉課

〒630-8213 奈良市登大路町30番地

電話／0742-27-8517 FAX／0742-22-1814

電子メール／syogai@office.pref.nara.lg.jp

相談体制と助言又はあっせんの仕組み

〈問題解決の流れ〉

問題発生



本人や
家族など



相談員(障害福祉課)
による相談・支援

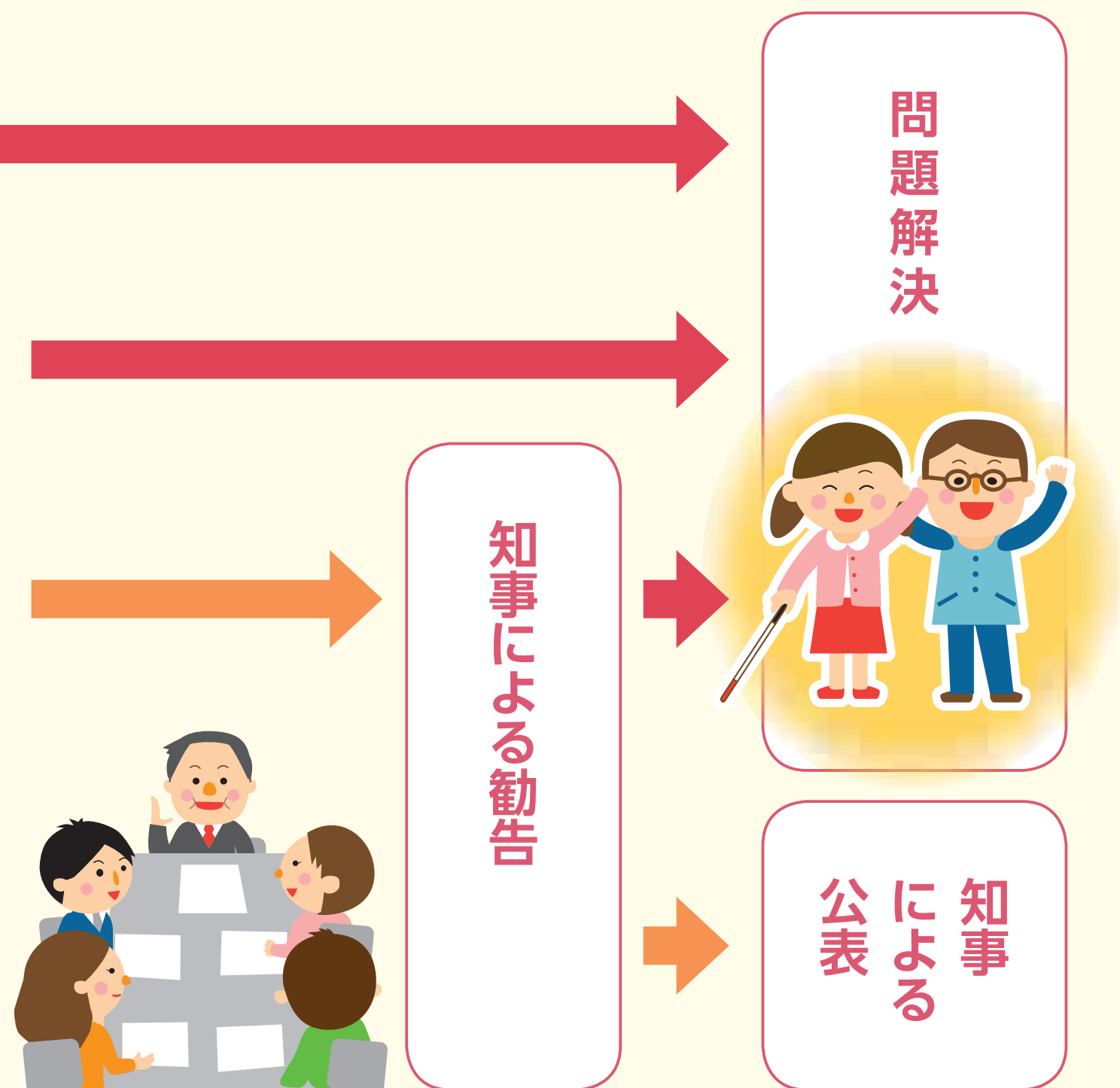


奈良県障害者相談等調整委員会
による助言又はあっせん

本人だけでなく、家族や周りの人も相談ができます。相談を受けた相談員は中立・公平な立場で解決に向けた話し合いを行います。

相談によっても解決がむずかしいときは、奈良県障害者相談等調整委員会(以下「委員会」といいます)が助言又はあっせんを行います。

正当な理由なく、委員会の調査等を拒んだりしたときは、知事は関係当事者に必要な措置をするように勧告することができ、関係当事者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、知事はその旨を公表することができます。



条例に関するQ&A



Q1 障害を理由とする差別を受けた場合は、どうすればいいですか？

A1 奈良県障害福祉課の相談窓口にご相談してください。相談員が公平中立な立場からご相談に応じます。一人で悩まず、安心してご相談ください。

Q2 「不利益な取扱い」と「合理的な配慮」について、もっと知りたいのですが。

A2 県では「ガイドライン」を作成しており、障害福祉課のホームページからダウンロードできます。

奈良県 障害 ガイドライン

検索

Q3 罰則や罰金はあるんですか？

A3 ありません。県では、話し合いを通じて円満に解決を図ってもらえるよう相談によるサポートを行います。

※条例の全文は奈良県のホームページで確認できます。

奈良県 障害 条例

検索

相談員専用連絡先

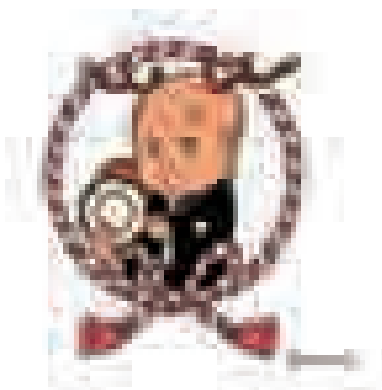
奈良県障害者相談窓口

時間／月～金曜日(土・日・祝日・年末年始除く)

9時～17時

電話・FAX／0742-27-8088(専用回線)

電子メール／syogai@office.pref.nara.lg.jp



第32回 国民文化祭・なら2017

第17回 全国障害者芸術・文化祭なら大会

2017.9.1～11.30 開催

条例についてのお問い合わせは

奈良県健康福祉部障害福祉課

〒630-8213 奈良市登大路町30番地

電話／0742-27-8513 FAX／0742-22-1814

電子メール／syogai@office.pref.nara.lg.jp

広陵町第3期障がい者計画

● 概要版 ●



平成30年3月

広陵町

計画の趣旨

広陵町(以下、「本町」という。)では、平成21年度からの9年間を計画期間とする「広陵町第2期障がい者計画」を策定し、『みんなでふれあい・支えあい、ともに暮らせる住みよいまち』の基本理念の実現に向けて、幅広い分野における障がい福祉施策に取り組んできました。

国においては、「障がい者基本法」や「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障がい者差別解消法」という。)の法整備のほか、平成28年に「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障がい者総合支援法」という。)が改正され、共生社会の実現に向けた取り組みがより一層推進されているところです。

平成30年に一部改正となる「障がい者総合支援法」及び「児童福祉法」では、障がい者が自らの望む生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援のさらなる充実や、障がい児とその家族の多様なニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充、障がい福祉サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が求められています。

「広陵町第2期障がい者計画」は平成29年度をもって計画期間が終了することから、これまでの取り組みを検証し、本町の障がい者福祉を取り巻く現状や課題、また、新たな国の障がい者制度や県の動向等を踏まえ、本町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「広陵町第3期障がい者計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

計画の期間

本計画の期間は平成30(2018)年度から平成35(2023)年度までの6か年とします。

	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度	平成35 (2023) 年度
広陵町 障がい者計画 (本計画)	← 第3期 →					
広陵町 障がい福祉計画	← 第5期 →			← 第6期 →		
広陵町 障がい児福祉計画	← 第1期 →			← 第2期 →		

基本理念

障がい者が生涯を通じて いきいきと暮らせるやさしいまち



障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、支え合い、認め合える地域づくりに取り組むことにより、障がい者が生涯を通じていきいきと暮らすことができるやさしいまちの実現をめざします。

基本目標

1 日々の暮らしを支えるまち

障がい者やその家族が安心して地域で生活ができるよう、一人ひとりの障がいの特性やライフステージを踏まえた相談支援体制やケアマネジメント体制の充実等に努めます。

2 生涯を通じて暮らせるまち

障がい者が地域で充実した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービス提供体制の充実に向けた施策を展開します。また、退院可能な入院患者の退院を促進するための体制の構築や、障がい児や発達に課題のある子ども一人ひとりの個性に応じた療育・保育・教育の充実を図ります。

3 安全・安心なまち

障がい者が、日常生活において安全で安心な生活ができるよう、防犯対策や交通・移動対策に取り組むとともに、災害時の支援体制の整備や生活環境の整備を進め、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

4 自立した生活を支えるまち

働くことを通じて経済的な基盤を得るとともに、自信や喜び、生きがいを見出し、自分らしく生活できるよう、雇用の確保や就労における支援体制の強化・推進に努めます。

さらに、スポーツ・文化芸術活動等、地域における様々な活動を展開し、社会参加を促す取り組みを推進します。

5 ともに支え合うやさしいまち

障がい者の基本的人権を尊重することはもとより、一人ひとりの生活の様々な場面において、障がいを理由とした差別や権利・利益の侵害がないよう、住民が常に人権を尊重する心を持ち、互いに理解を深めながらともに支え合い、助け合えるような環境づくりを進めます。

施策の体系

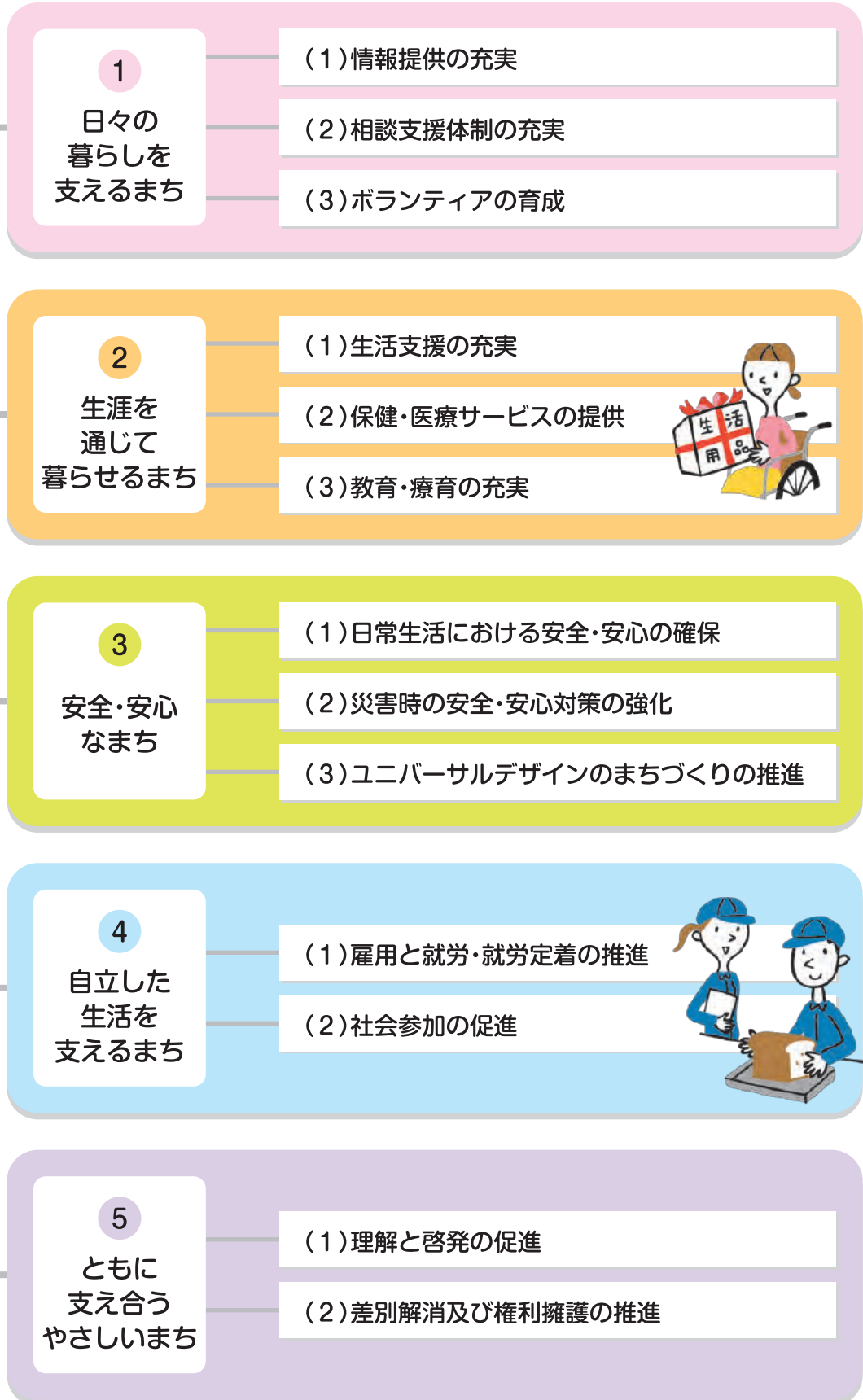


基本理念

基本目標

施策の展開

障がい者が生涯を通じていきいきと暮らせるやさしいまち



分野別施策の展開

1 日々の暮らしを支えるまち

(1) 情報提供の充実

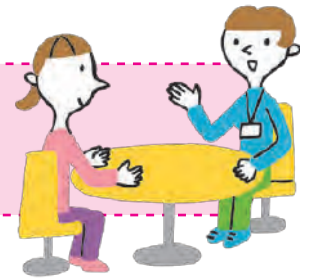
広報や窓口、ホームページ等あらゆる手段を用いて情報提供に努めるほか、各関係機関との連携を図り、情報提供体制の充実を図ります。

- ① 制度、サービスや活動に関する情報提供
- ② 情報環境の整備

(2) 相談支援体制の充実

多様化かつ複雑化している相談内容に対応できるよう、相談支援体制の強化とともに、より相談しやすい環境を整備します。

- ① 相談窓口の一元化
- ② 相談事業者の育成・確保
- ③ 身近な相談場所の充実



(3) ボランティアの育成

ボランティアセンターの機能強化を図るとともに、ボランティアの育成を推進します。

- ① 身近な地域での見守り
- ② ボランティアセンターの機能強化
- ③ ボランティア活動の条件整備
- ④ 関係団体の活動支援

2 生涯を通じて暮らせるまち

(1) 生活支援の充実

家族介護者への支援や福祉サービスの再整備、介護保険との連携に加え、障がい児に対する支援ニーズの増加に対応するため、サービスの充実・強化を図ります。

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ② 地域移行の推進
- ③ 経済的自立の支援
- ④ 関係機関との協力体制の構築
- ⑤ 福祉人材の養成・確保
- ⑥ 家族介護者への支援

(2)保健・医療サービスの提供

必要なときに専門医療を受けられる医療体制や長期入院患者の地域移行を支援するための、地域における支援体制を整備します。

- ①医療・保健の充実
- ②早期発見・対応
- ③社会復帰への支援
- ④退院促進の支援
- ⑤精神疾患に関する広報・啓発

(3)教育・療育の充実

障がい福祉サービスや教育・療育体制をより一層充実させるとともに、新生児の訪問指導や健康相談等で障がいの疑いがある子どもを発見した場合は、保健所やこども家庭相談センター等と連携を図り対応します。

- ①早期発見・早期療育体制の充実
- ②保育・就学前後教育の充実
- ③相談支援の充実
- ④教育の充実
- ⑤支援者の専門性の向上
- ⑥障がいに対する理解促進
- ⑦学校施設の整備改善(施設と心のバリアフリー)



3 安全・安心なまち

(1)日常生活における安全・安心の確保

外出支援の充実と、犯罪に巻き込まれない体制づくりに取り組みます。

- ①交通・外出支援
- ②防犯対策の整備

(2)災害時の安全・安心対策の強化

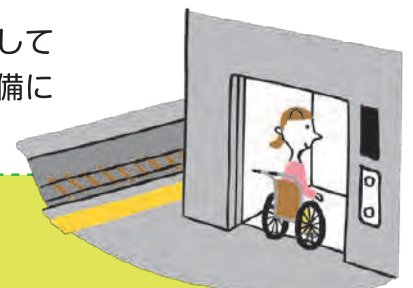
地域における災害時の支援体制の整備に努めます。

- ①知識の普及・啓発
- ②災害時要配慮者への防災対策

(3)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

バリアフリーに対応した施設の整備を進めるとともに、誰もが安心して快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備に取り組みます。

- ①住みよい福祉のまちづくり
- ②公共施設の整備
- ③道路の整備
- ④民間施設の整備



4 自立した生活を支えるまち

(1) 雇用と就労・就労定着の推進

企業等における障がい者の受け入れ体制の整備や、障がいに対する理解促進に努めるとともに、障がい者の安定的な就業生活の維持のために、企業や関係機関等と連絡調整を行い、きめ細やかな相談・支援体制を整備します。

- ① 就労の移行を進める支援策
- ② 雇用と福祉の連携
- ③ 職業相談機能の充実
- ④ 就労定着のための支援

(2) 社会参加の促進

障がいの有無にかかわらず取り組める生涯学習の推進に加え、施設におけるより一層のバリアフリー化の推進や誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーションの充実に努めます。

- ① 身近な生涯学習機会の充実
- ② スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ③ スポーツ施設のバリアフリー化



5 ともに支え合うやさしいまち

(1) 理解と啓発の促進

障がいに対する理解促進のため、あらゆる啓発方法の検討及び福祉講座や講習会内容の充実を図り、住民が互いに支え合い、助け合える環境づくりを進めます。

- ① 障がいや障がい者に関する正しい理解と認識の啓発
- ② 学校教育における福祉教育の推進
- ③ 地域における福祉教育の推進

(2) 差別解消及び権利擁護の推進

成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業の実施に加え、差別解消及び合理的配慮を推進することで、障がい者が生涯を通じて心豊かな生活を実現できるよう、取り組みを進めます。

- ① 障がい者差別解消法の適切な運用及び障がいを理由とする差別の禁止
- ② 合理的な配慮の実施
- ③ 権利擁護の推進



計画の推進体制



1 住民・当事者・ボランティア・団体・行政の連携

障がい者福祉に関する施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災等、広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、様々な団体や組織、そして住民の参画が不可欠です。そのため、住民と行政の連携をより一層強め、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

2 庁内推進体制の充実

多岐にわたる施策の効果的かつ確実な実施のために、関連各部署や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制をより充実します。また、全ての職員が各自の職務を遂行することができるよう、障がい者福祉に関する知識と意識を高めていきます。

3 当事者の参画促進

本計画の施策やサービスの実効性を高めるために、計画の進捗状況や施策内容の充実方法等について、障がい者との意見交換の場を設け、本人やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

4 国・県・近隣市町村との連携

障がい者及び住民に最も身近な地方公共団体として、ニーズを的確に把握しながら、国・県に対し必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

また、障がい福祉サービスの提供や就労支援等、近隣市町村と広域的な連携とネットワークの強化を図り、計画を推進します。

5 進捗状況の把握

計画に定める事項の進捗状況については、定期的に点検及び評価を行うとともに、広陵町障がい者施策推進協議会に報告し、必要があると認められるときは計画の見直しを行うなど、着実な計画の推進に努めます。

広陵町第3期障がい者計画〈概要版〉

発行年月：平成30年3月 発行：広陵町福祉部社会福祉課

〒635-0821 広陵町大字笠161番地2

T E L : 0745-55-6771 F A X : 0745-54-5324

概要版

広陵町地域福祉計画

みんなで築く 共に支え合うまち 広陵

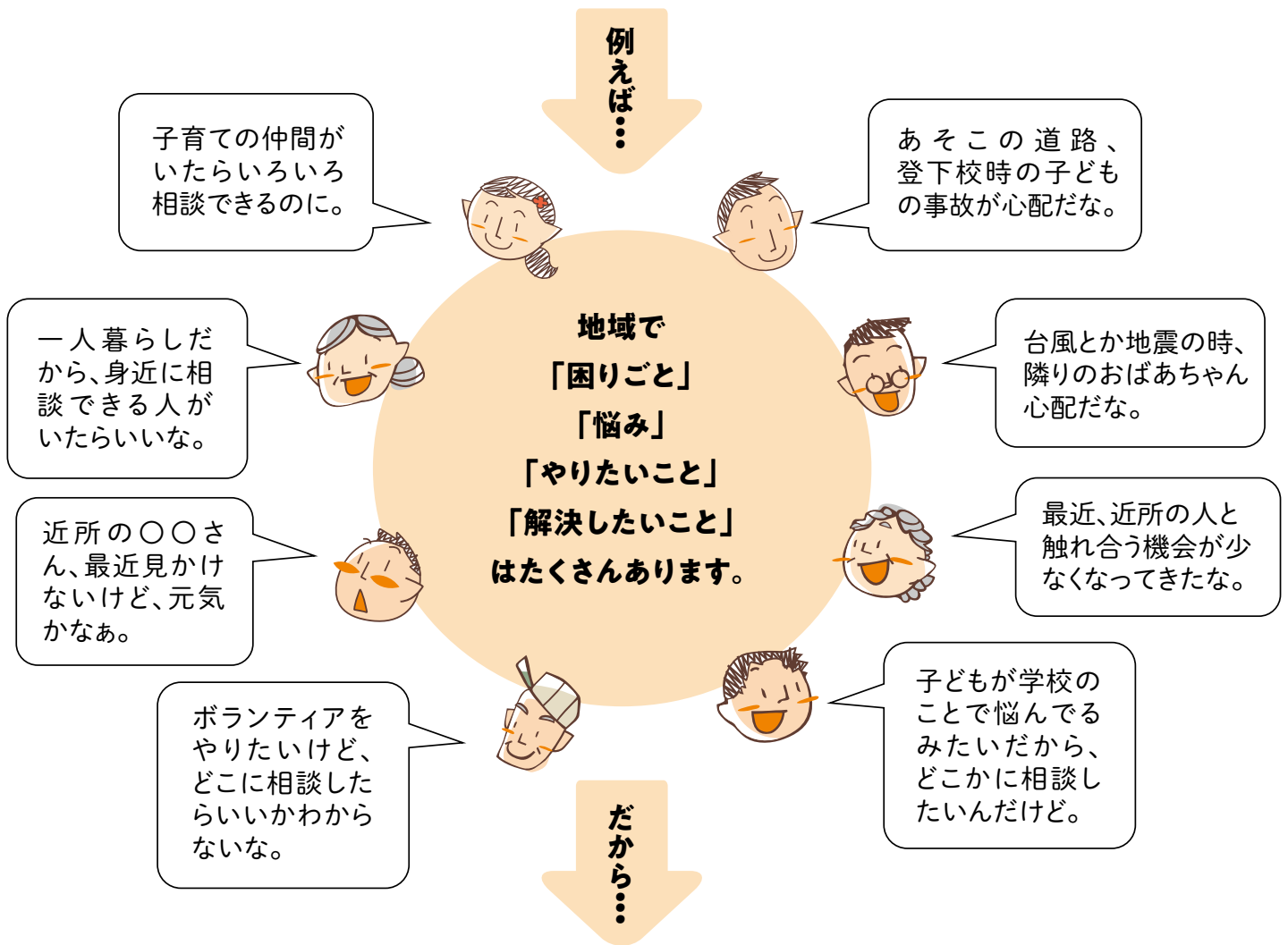


平成31年4月
広陵町

035

地域福祉ってなあに？

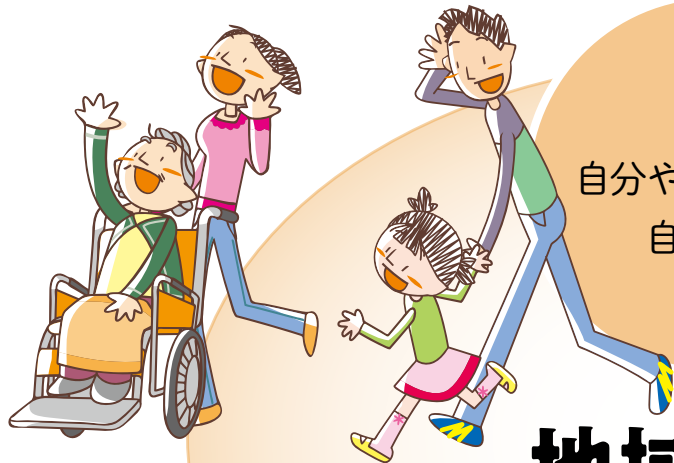
「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。



地域福祉計画を作りました。

わたしたちの広陵町をより暮らしやすくするためには、自分ができる小さなことを地域の中に少しずつ広げていくことが大切です。その「小さなこと」を具体的に示し、地域住民と行政と一緒に地域福祉を推進していく上で指針となるものが地域福祉計画です。

みんなで取り組む地域福祉



自助
自分や家族による
自助努力

- 近所の人に挨拶をする
- 家族の悩み事を聞く
- 災害時の避難場所を
家族で確認する



地域福祉

共助
地域と公的機関に
よる支え合い

- あいさつ運動を推進する
- サークル活動に参加する
- ボランティア活動に参加する
- 自治会活動に参加する

公助
公的機関による
サービス提供

- 介護保険サービス
- 障がい福祉サービス
- 子育て支援サービス
- 生活保護
- 社会福祉協議会への支援

社会福祉協議会

地域社会を推進する中核的な団体として、だれもが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを使命としています。

地域福祉計画

基本理念

みんなで築く 共に支え合うまち 広陵

基本目標	主要施策
1 地域で支え合う仕組みをつくる	(1) 地域福祉意識の高揚
	(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
	(3) 支え合い・見守り体制の充実
	(4) 福祉活動への支援と連携強化
	(5) 社会福祉協議会への支援と連携強化
2 安心して暮らせる仕組みをつくる	(1) 相談体制の充実
	(2) 情報提供体制の充実
	(3) 福祉サービス提供体制の充実
	(4) 災害時の連携の強化
	(5) 権利擁護の推進
	(6) 支援が必要な人への対応
	(7) 安全な移動手段・生活の確保
3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる	(1) 居場所づくり・交流の場づくり
	(2) 社会参加・生きがいづくり
	(3) 健康づくり・介護予防
4 いのちを支える仕組みをつくる (自殺対策計画)	(1) 地域におけるネットワークの強化
	(2) 自殺対策を支える人材の育成
	(3) 住民への啓発周知
	(4) 生きることの促進要因への支援
	(5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

計画期間

平成 31 年 (2019 年) 4 月から令和 6 年 (2024 年) 3 月まで



地域福祉計画と地域福祉活動計画は相互連携のもと地域福祉を進めていきます。

基本目標 1

地域で支え合う仕組みをつくる

支え合いの地域福祉を進めるため、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高めるとともに、地域における住民の自主的なボランティア活動を支援します。

また、地域での支え合い・見守り体制の充実をはじめ、民生委員・児童委員等への支援、地域福祉活動の中心的組織である広陵町社会福祉協議会との連携強化を図り、地域で支え合う仕組みをつくっていきます。

地域や住民の取り組み

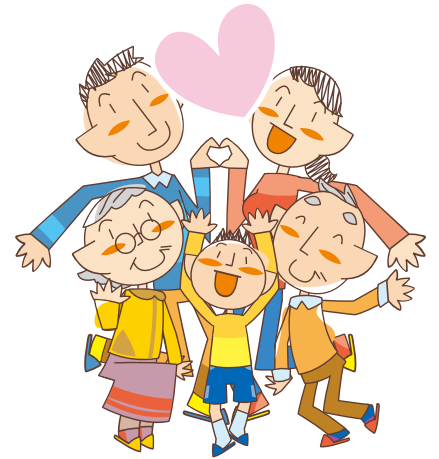
- できることから地域活動・ボランティア活動に参加しましょう。
- 日ごろからあいさつや声かけを行うなど、お互いの顔がみえる関係づくりに努めましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ボランティア活動を支援するボランティアセンターの機能強化を図ります。
- 地域で福祉活動をしている人や団体を積極的に支援します。

町の取り組み

- 住民の福祉に対する理解と参加を促進するため、多様な媒体を通じた啓発活動を展開します。
- ボランティア活動に関する広報、啓発活動の充実など様々な支援を図ります。



基本目標 2

安心して暮らせる仕組みをつくる

自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、良質なサービス提供体制の整備を図ります。

また、災害対策の強化をはじめ、人権擁護の推進、安全な移動手段や生活環境の確保を進め、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせる仕組みをつくっていきます。

地域や住民の取り組み

- 悩みごとは一人で悩まずに、家族や友人などに相談したり、相談窓口を積極的に利用しましょう。
- 防災訓練や身近な地域の自主防災組織の活動に参加しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 災害ボランティア養成講座を開催し、災害ボランティアの養成を図ります。

町の取り組み

- 自主防災組織や防災士ネットワークと連携し、住民の防災意識の高揚に努めます。



基本目標 3

いきいきと暮らせる仕組みをつくる

隣り近所や住民同士による協力・連携を強化するため、地域での身近な居場所づくり・交流の場づくりを進めるとともに、地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、住民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくっていきます。

地域や住民の取り組み

- ふれあい・いきいきサロンや認知症カフェに行ってみましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 高齢者、障がい者などが地域で孤立することなく、地域住民との交流や仲間づくり、社会参加ができる場である「ふれあい・いきいきサロン」の運営を支援します。

町の取り組み

- 地域で自主的に行う健康づくり・通いの場づくりの活動支援を行います。



基本目標 4

いのちを支える仕組みをつくる

広陵町自殺対策計画

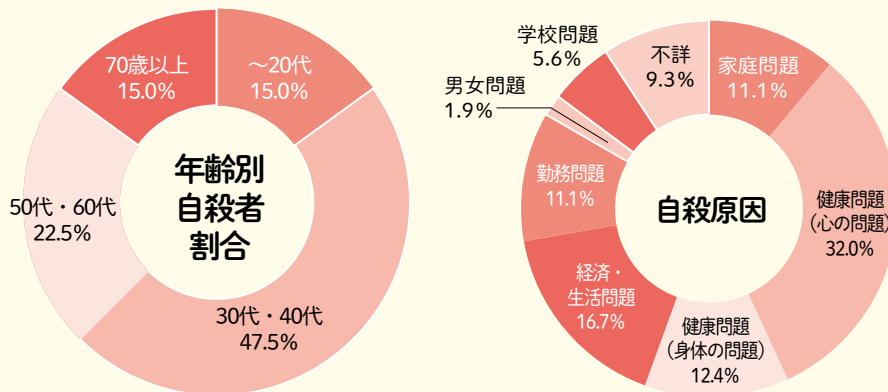
地域福祉の推進は自殺予防にもつながるという観点から、基本目標 4 を自殺対策計画と位置付け、自殺をなくすための施策を設定します。

広陵町の状況

自殺死亡率（平成 24 年～平成 28 年）（人／10 万人）

	全体	男性	女性
広陵町	13.3	21.6	5.6
全国	19.6	27.7	11.9

出典：「地域自殺実態プロファイル」 ※自殺死亡率は人口 10 万人あたりの自殺者数



出典：「地域における自殺の基礎資料」

目標指標（自殺死亡率） 現状 13.3 → 目標 7.98

広陵町では、30 代、40 代の自殺者の割合が多いことから、比較的若い年齢層への自殺対策を重点施策として取り組みを進めます。

重点的な取り組み

自殺に関する正しい知識を知り、自殺の危険を示すサインに気づいて、適切な対応・連携を図ることのできる「ゲートキーパー」の養成を目的とした研修会を開催します。

学校で、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる、学校生活やこころの健康に関する相談体制の充実を図ります。

若年者を対象に健診を実施し、心身にリスクがあると判断された場合など必要なときは専門機関による支援につなげます。

地域子育て支援拠点事業をはじめ、ふれあいいきいきサロン事業、高齢者の通いの場、認知症カフェなど、身近な地域での居場所づくりを進めます。

計画の内容をもっと知りたい!

◇ 広陵町地域福祉計画は…

広陵町ホームページに掲載しています。 <http://www.town.koryo.nara.jp>

● 広陵町福祉部社会福祉課

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠 161 番地 2 広陵町総合保健福祉会館
電話 0745-55-6771 FAX 0745-54-5324

◇ 広陵町地域福祉活動計画は…

広陵町社会福祉協議会ホームページに掲載しています。 <http://koryo-syakyo.org/>

● 広陵町社会福祉協議会

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠 161 番地 2 広陵町総合保健福祉会館
電話 0745-55-8300 FAX 0745-55-6585

福祉や生活のことで困ったとき、地域で支援が必要な人などに気付いたとき、お気軽に相談を!



相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号
生活や福祉全般に関すること	広陵町福祉部社会福祉課	0745-55-6771
	広陵町社会福祉協議会	0745-55-8300
高齢者福祉に関すること	広陵町福祉部介護福祉課 広陵町地域包括支援センター	0745-54-6663
障がい者福祉に関すること	広陵町福祉部社会福祉課	0745-55-6771
	相談支援センターどんぐり(身体障がい)	0745-78-5543
	指定障害者支援施設 青垣園(知的障がい)	0745-53-2525
	生活支援センターなつつ(精神障がい)	0745-23-7214
	相談支援センターふわら(障がい児)	070-2329-3712
子育てに関すること	広陵町福祉部こども課 子ども・子育て相談センター	0745-55-6820
各種検診、予防接種、健康相談に関すること	広陵町福祉部けんこう推進課 (保健センター)	0745-55-6887
教育相談に関すること	広陵町教育委員会事務局学校支援室	0745-55-1001(代)
ボランティアに関すること	広陵町ボランティアセンター (広陵町社会福祉協議会内)	0745-55-8300

広陵町地域福祉計画 概要版

【平成31(2019)年度~令和5(2023)年度】

発行: 広陵町福祉部社会福祉課

発行年月: 平成31年4月

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠161番地2 広陵町総合保健福祉会館

電話: 0745-55-6771/FAX: 0745-54-5324

○広陵町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 歩道等(第3条—第10条)

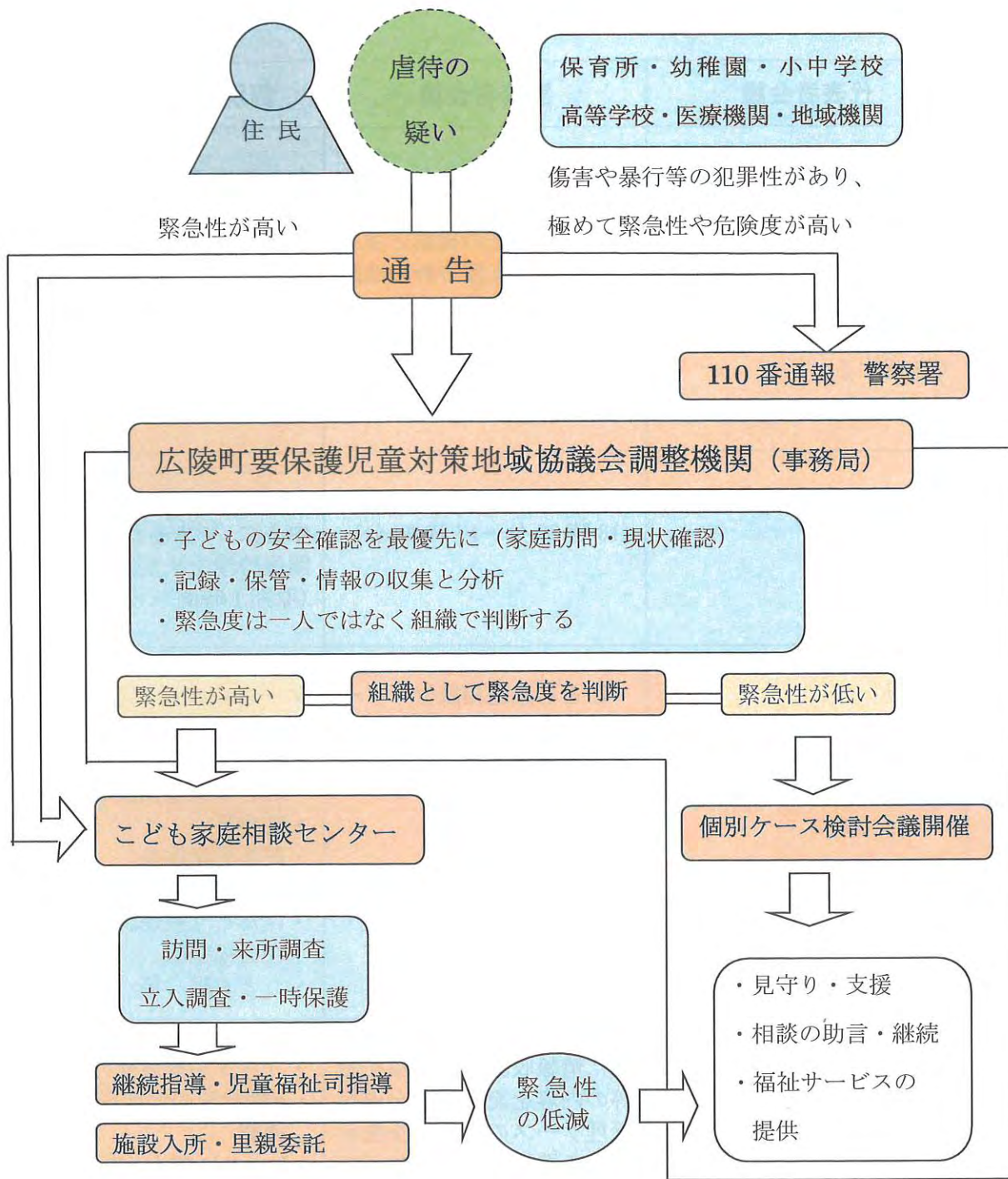
第3章 立体横断施設(第11条—第16条)

第4章 乗合自動車停留所(第17条・第18条)

第5章 自動車駐車場(第19条—第29条)

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第30条—第33条)

附則



●虐待通告受理からの流れ（要对協の支援を要するケースの場合）

通告受理 → 受理会議の開催 → 初期調査・安全確認 → 個別ケース検討会議の準備



広陵町
Koryo Town

みなさんと共に「いい町」づくり

本文へ

組織から

施設から

よくある質問

文字サイズ

標準

拡大

Google™カスタム検索

サイト内検索

ホーム

暮らしの情報

行政情報

施設・公園

観光・イベント

事業者の方へ

ホーム ▶ 各課の窓口 ▶ 企画政策課[庁舎2階] ▶ 区長・自治会長会 ▶

コミュニティカルテ

[2018年10月26日] ID:3039

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



コミュニティカルテとは

小学校区を単位とした住みよい地域づくりを進めるためには、地域住民の合意のもとに地域の課題を抽出し、その解決に向けて住民と町、地域住民同士が協働して取り組んでいかなければなりません。

その取り組みの一つとして、平成29年度に41の区・自治会で、地域担当職員が実施したコミュニティカルテ作成のためのヒアリングをもとに、各小学校区の課題を整理した「コミュニティカルテ」を作成しました。

これは、病院のカルテのように地域ごとの課題を抽出し、誰が見ても一目で現在の状況が分かるようにするものです。

コミュニティカルテ一覧



▲ 広陵西小学校区



▲ 広陵東小学校区



▲ 広陵北小学校区



▲ 真美ヶ丘第一小学校区



▲ 真美ヶ丘第二小学校区

コミュニティカルテへの別ルート

ホーム ▶ 暮らしの情報 ▶ [住民活動](#) ▶ [区・自治会](#) ▶

ページの先頭へ戻る

● [サイトマップ](#) ● [サイトのご利用について](#) ● [個人情報の取り扱いについて](#) ● [アクセシビリティガイドライン](#)



広陵町 〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1 開庁時間：午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除きます)

電話：0745-55-1001 ファックス：0745-55-1009 E-mail：info@town.koryo.nara.jp

Copyright (C) Koryo Town All Rights Reserved.

047

特定農業振興ゾーン

特定農業振興ゾーンについて

特定農業振興ゾーンとは

特定農業振興ゾーンとは、県内の農地を有効に活用し、農業の生産性の向上を図るために知事がエリアを設定するもので、奈良県独自の取組です。

このエリアでは、

- 地域の特徴を踏まえた高収益作物への転換
- 農地の集団化
- 耕作放棄地の解消・防止
- 多様な担い手の確保
- 担い手への農地集積
- 農地整備

などを推進します。

[☒ 一覧の先頭にもどる](#)

特定農業振興ゾーンを設定しました（1市3町6地区）

奈良県特定農業振興ゾーンに関する規則に基づき、1市3町6地区を特定農業振興ゾーンとして設定しました。

<概要>

- [📄 特定農業振興ゾーン（3町5地区）の設定計画の概要\(pdf 230KB\)](#)
- [📄 特定農業振興ゾーン（五條市丹原）の設定計画の概要\(pdf 451KB\)](#)

川西町下永東城

- ・ [📄 設定計画\(pdf 167KB\)](#)
- ・ [📄 別添図\(pdf 312KB\)](#)

田原本町法貴寺

- ・ [📄 設定計画\(pdf 159KB\)](#)
- ・ [📄 別添図\(pdf 1479KB\)](#)

田原本町八田

- ・ [📄 設定計画\(pdf 155KB\)](#)
- ・ [📄 別添図\(pdf 1479KB\)](#)

広陵町寺戸

- ・ [📄 設定計画\(pdf 142KB\)](#)
- ・ [📄 別添図\(pdf 116KB\)](#)

広陵町百済川向

- ・ [📄 設定計画\(pdf 141KB\)](#)
- ・ [📄 別添図\(pdf 201KB\)](#)

特定農業振興ゾーンの設定計画の概要

広陵町
寺戸地区
3.4ha
26戸

将来像

イチゴ産地の復活



〔観光農園
イメージ〕



設定計画の概要

- ・イチゴ産地復活
- ・竹取公園周辺のまちづくりとして観光イチゴ園を開設
- ・イチゴ高設栽培施設の整備
- ・イチゴ等の生産に取り組む担い手に農地中間管理機構を活用して農地を集積
- ・水稲は認定農業者に農地を集積

広陵町
百済川向地区
2.2ha
95戸

将来像

- ・ナス産地の復活
- ・集落営農



〔ナス〕



設定計画の概要

- ・ナスや軟弱野菜の畑作を導入
- ・水田の大区画化、用排水整備、農道整備、畑地かんがい施設整備
- ・農地整備をしたらうえで集落営農組織等の担い手へ農地中間管理機構を活用して集積
- ・畑地化するエリアを設定

田原本町
法貴寺地区
7.2ha
124戸

将来像

地区内の企業と連携したスイカの採種



〔連携企業〕



〔スイカの採種農場〕

設定計画の概要

- ・地区内の企業との連携
- ・スイカの採種（他作物と組み合わせて栽培）
- ・高収益作物に取り組む専業農家を育成
- ・ホウレンソウ、トマト等
- ・大区画化
- ・畦畔除去
- ・用排水施設、暗渠排水等の更新又は整備
- ・ハウスの施設整備
- ・新規就農者等や法人へ農地斡旋

田原本町
八田地区
5.5ha
82戸

将来像

夏秋ナス、ホウレンソウ、トマトなどの規模拡大、生産性向上



〔夏秋ナス〕



〔ホウレンソウ〕

設定計画の概要

- ・高収益作物に取り組む専業農家を育成
- ・ナス、ホウレンソウ、トマト
- ・大区画化
- ・畦畔除去
- ・用排水施設、暗渠排水等の更新又は整備
- ・ハウスの施設整備
- ・農地中間管理事業を活用して、新規就農者等へ農地斡旋

川西町
下永東城地区
5ha
33戸

将来像

- ・新規就農者によるイチゴ栽培
- ・町のブランドの結崎ネブカの作付及び拡大



〔結崎ネブカ〕

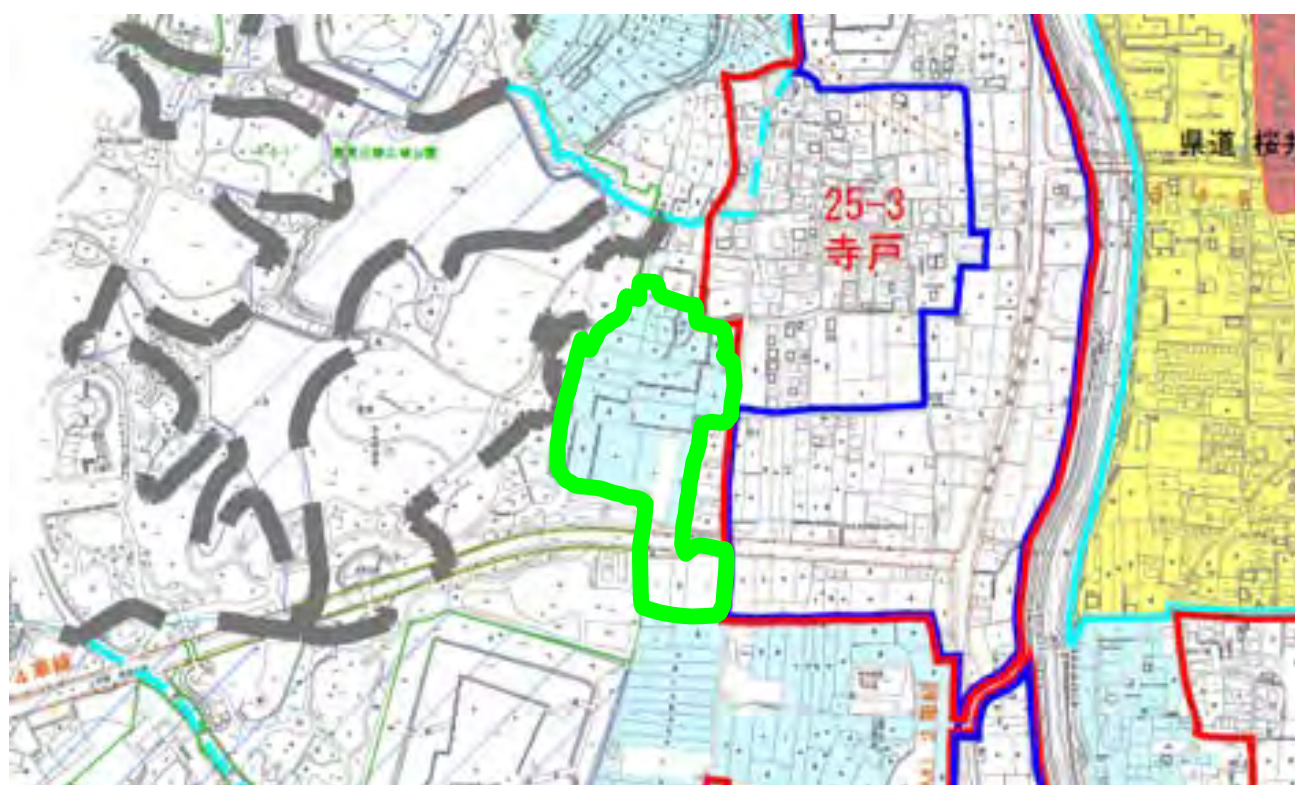
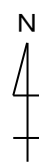
〔イチゴ
高設栽培〕



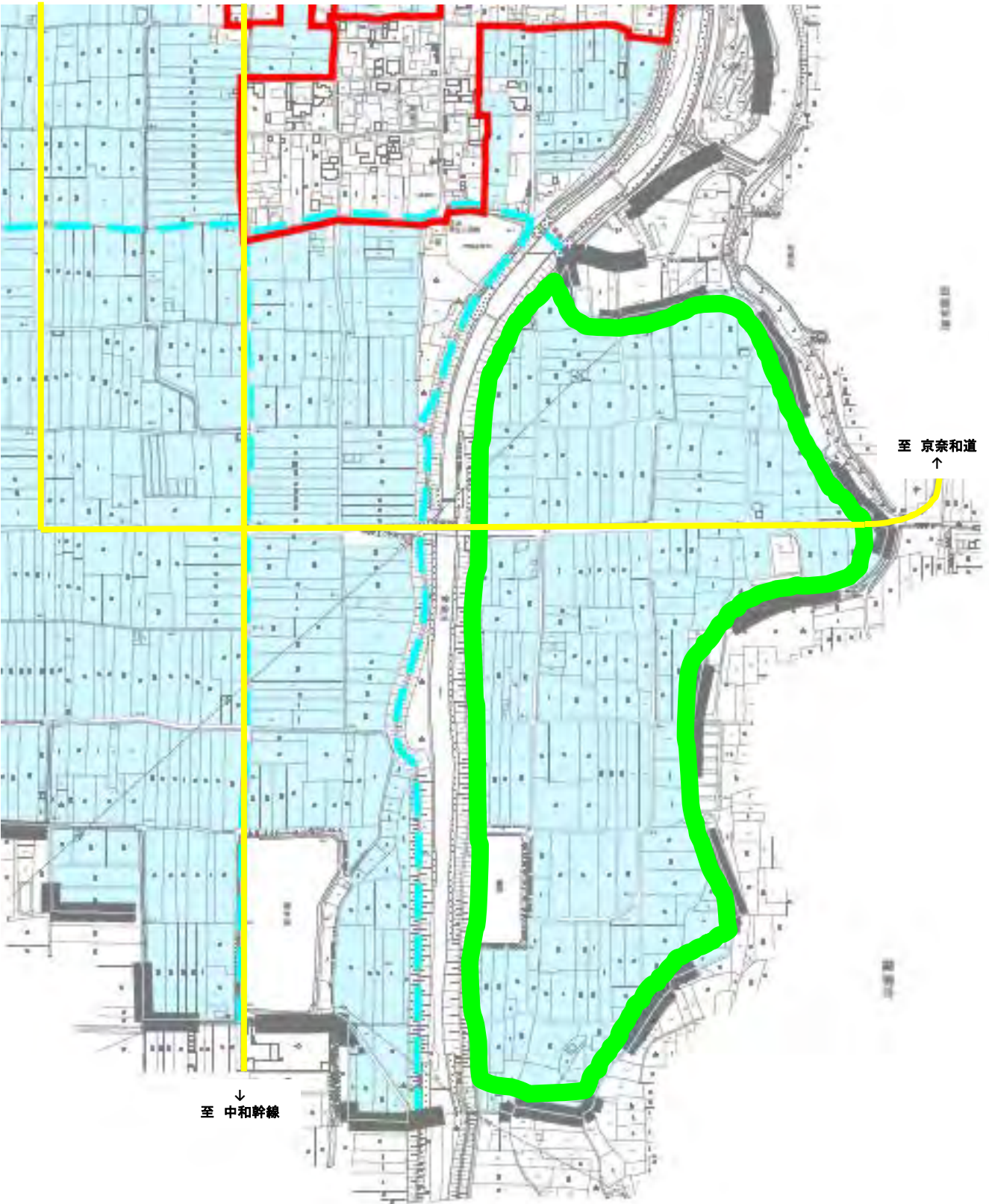
設定計画の概要

- ・イチゴ等に取り組む新規就農者を育成
- ・町ブランドの結崎ネブカの生産拡大
- ・大区画化
- ・畦畔除去
- ・排水対策（溝掘り、暗渠排水、客土）による水田の畑利用
- ・共同防除機械等の導入を検討
- ・農地中間管理事業を活用して、外部の担い手や新規参入者へ農地斡旋

寺戸地区



百濟川向地区



奈良県初！



広陵高田ビジネスサポートセンター KoCo-Biz

「新しい販路を見つけたい！」「お客さんを増やしたい！」「これから事業を始めるけどどうやってPRしたらいいの？」といった事業者のみなさまが持つお困りごとをお金をかけない方法で解決するためにサポートします。

葛城市、御所市、三宅町の事業者様も
2021年8月からご相談が可能となりました。
エリア拡大に伴い、相談枠も増やしております
ので、お気軽にお問い合わせください！



センター長 小杉 一人 氏

文化服装学院デザイン専攻科卒業後、イタリアプラダグループなどで営業・販促を担当され、その後、LVMH（モエ・ヘネシー・ルイ・ヴィトン）グループにて取締役を務め、一昨年度まではソニアリキエルジャパン株式会社の代表取締役を務めていらっしゃいました。

約23年間にわたって世界的企業で事業の創業や再生に携わっていた経験を生かし、事業者の方々が持つお困りごとをお金をかけずに解決できるようサポートします。

相談について

※広陵町、大和高田市、葛城市、御所市、三宅町のいずれかに事業所を有する方が対象となります。

相談日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

- ・1回につき1時間の無料相談となります。
- ・相談日によって場所が変わりますので、ご予約の際にご確認ください。

相談場所 ふるさと会館グリーンパレス1階（広陵町笠168）

または

大和高田市役所3階（大和高田市大中98-4）

※事業所の所在地にかかわらず、ご都合の良い方で相談を受けていただけます。

予約方法

※相談は完全予約制です。事前にご予約をお願いします。

① 専用予約フォームから予約

予約フォームについては、右記のQRコードをご参照ください。

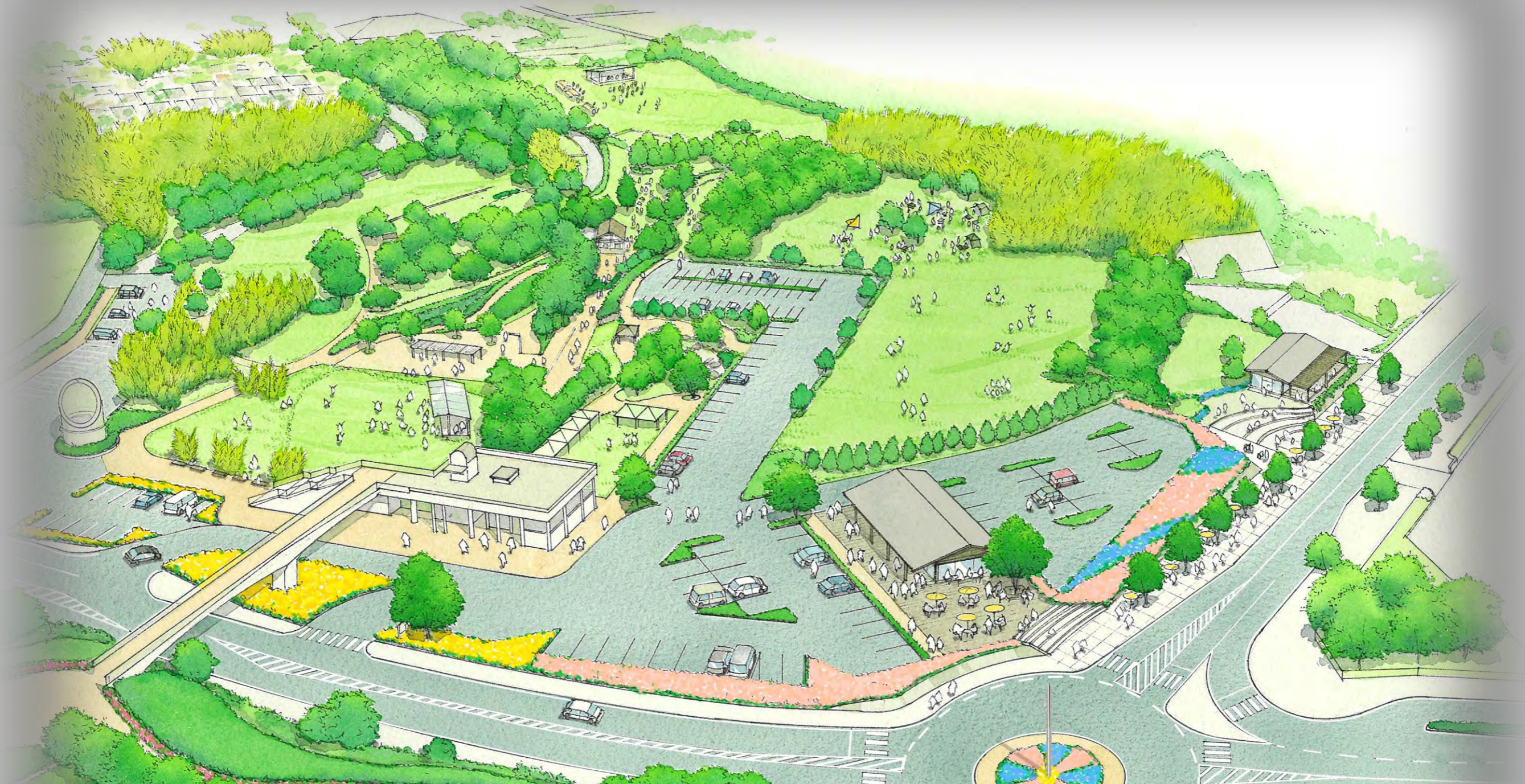
（予約フォームURL）<https://nariwai-koryo-nara.or.jp/koco-biz/form02/>



② 電話にて予約

TEL：0745-51-0770（受付時間：土日祝、年末年始を除く9:00～17:00）

053



広陵町 竹取公園周辺地区 まちづくり基本計画

令和3年7月

～目 次～

1. 広陵町 竹取公園周辺地区まちづくり基本計画策定の背景・目的
2. 事業主体
3. 基本計画図
4. 事業推進に向けた取組
5. 事業効果（K P I）について

1. 広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画策定の背景・目的

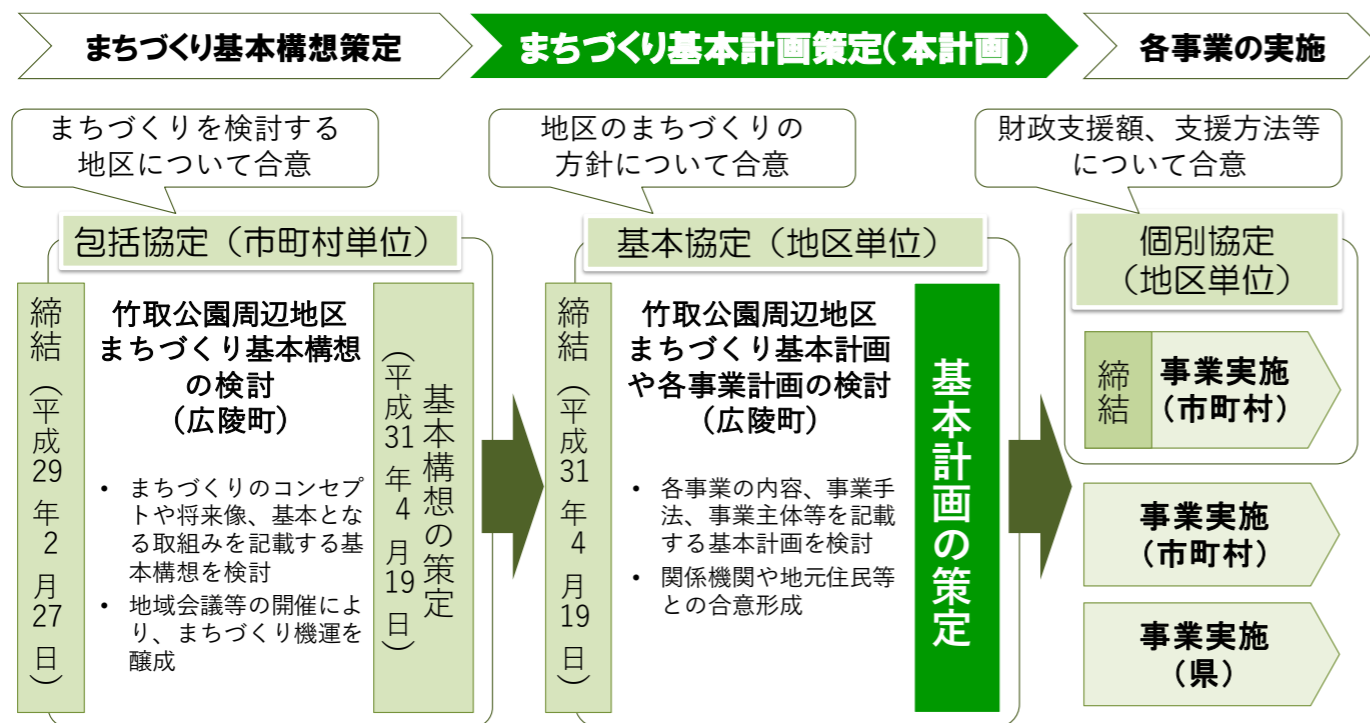
(1) 基本計画策定の背景・目的

広陵町と奈良県がまちづくりに係る取組に関して、平成 29 年 2 月 27 日付けで包括的な連携と協力に関する協定を締結、その後、竹取公園周辺地区におけるまちづくりのコンセプトや将来像、基本となる取組を記載した構想を策定し、平成 31 年 4 月 19 日付けで県との基本協定を締結しました。それら経緯を踏まえ、事業名、事業内容、事業主体、事業スケジュール、事業効果（K P I）等を明確にし、体系的に整理することで、複数事業の事業間調整を図るとともに、幅広い関係者が相互に連携しながら、効率的、計画的に事業を展開できるようにすることを目的として「広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定します。

なお、計画策定の根底には、住民が安心できる健康で快適な生活環境を実現しつつ、公園や古墳などの地域資源を活かした賑わいのある住みよいまちづくりを進め、農業をはじめとする地域産業の創出に資する拠点の特色に応じた機能の充実や強化を図るとともに、町内のみならず広域的な拠点間相互の連携を図ることに留意するものとします。

まちづくり基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの方針に対し、必要な事業内容・事業主体等を地域の皆さんのご意見をいただきながら作成したものです。この計画を基本として、民間事業者、行政が協働して、各種事業を進めていきます。

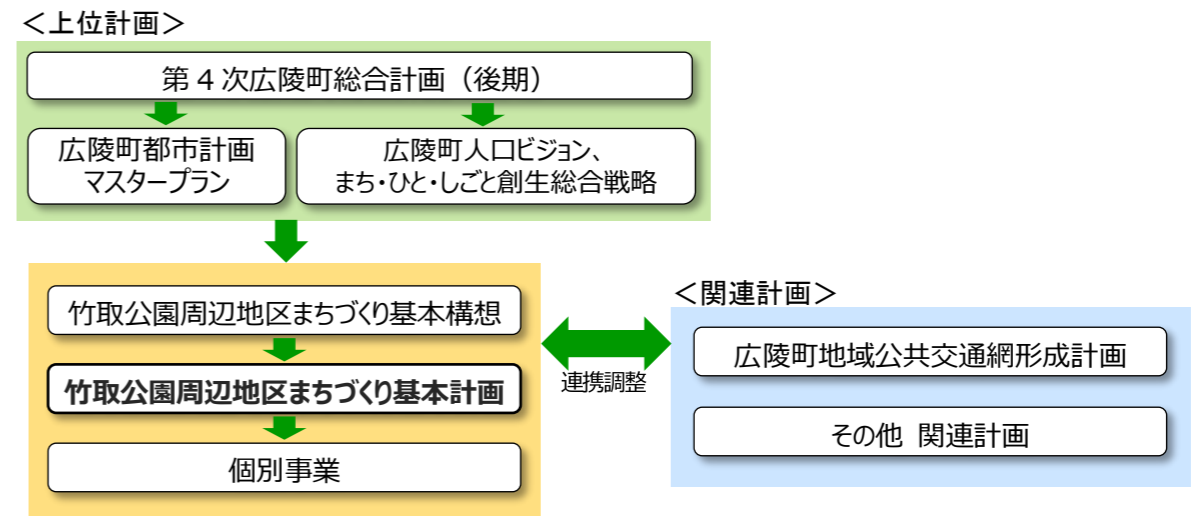
【本地区における連携協定の流れ】



(2) 基本計画の位置づけ

本基本計画は、町の上位計画である「第4次広陵町総合計画（後期基本計画）」や「広陵町人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受け、竹取公園周辺地区を対象として、関連計画や県事業との十分な連携調整を図ることにより施策の相乗効果も期待しながら、まちづくりに資する施策を検討します。

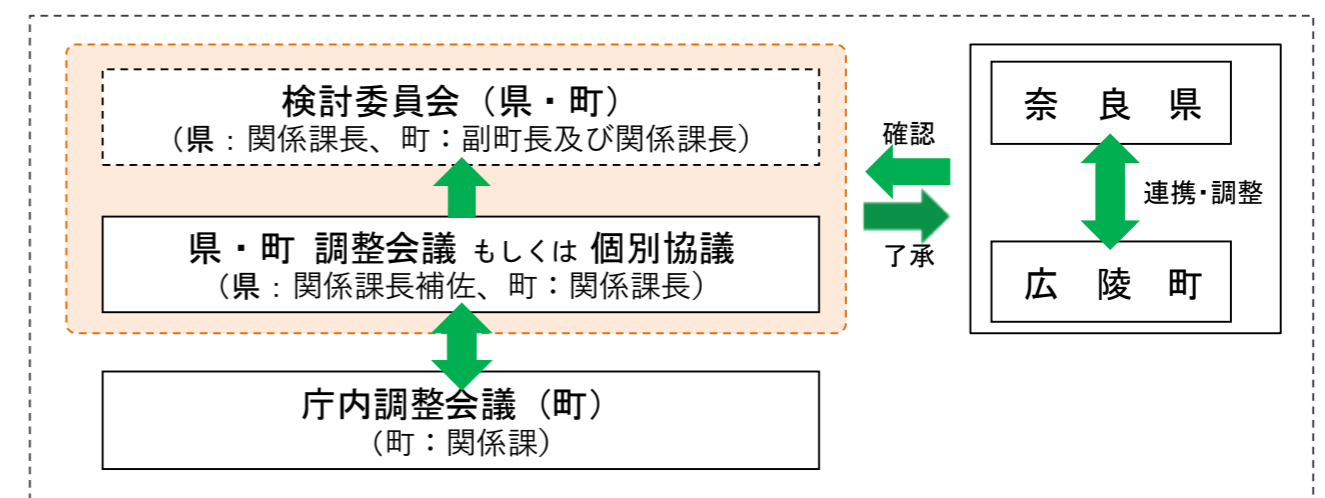
【基本計画の位置付け】



(3) 基本計画の運用方針

まちづくり基本計画を推進するため、奈良県と広陵町で検討委員会等を組織し、具体的な検討を進めることとし、必要に応じて、適宜計画内容を見直します。

【基本計画の組織体制】



※本計画はWSにより町民意見を反映した基本構想をベースとしている。

(4) まちづくり基本計画の体系の整理

基本計画策定に向けた検討を進めた結果、新たに見えたまちの特徴を踏まえ、基本構想に挙げたまちづくりの体系の再整理を行いました。

【まちづくりのコンセプト】

花讃道プロジェクト
～公園を核とした賑わいのまちづくり～

基本方針① 新たな賑わいの創出

- 町道上田部奥鳥井線は、馬見丘陵公園や竹取公園、特定農業振興ゾーン、古墳等の観光資源等をつなぐ地区のエントランスである。
- 特定農業振興ゾーンでは、近年、イチゴ観光農園や農業塾としてイチゴ研修施設を設置するなど、イチゴ産地の復活に向けた取り組みが行われている。

- 地区のエントランスとなる町道上田部奥鳥井線をパークストリートとして捉え、良好な沿道景観の形成や歩行者利便増進道路の導入等により、民間を活用した賑わいの創出を図る。
- 観光農園や直売所などを活用し、農産物やイチゴのブランド化・PRによる地域の魅力向上を図る。

基本方針② 地域資源の活用

- 崇山古墳は、国指定特別史跡に指定されている重要な観光資源である。平成12年度から史跡整備と発掘調査を継続して進めており、令和4年度に整備完了予定である。
- 竹取公園周辺には、崇山古墳をはじめ讃岐神社、新木山古墳などの地域資源が点在している。

- 崇山古墳を中心とした周辺整備を行う。
- 竹取公園や馬見丘陵公園と連携し、地域資源を活用した観光周遊ルートによる地区の魅力を向上する。

基本方針③ 竹取公園等の魅力向上

- 竹取公園と馬見丘陵公園という2つの特徴のある大規模公園が隣接しており、馬見丘陵公園は、花の演出、イベントの実施により広域からの集客力が高い。
- 竹取公園は地元中心に子どもが遊べる遊具や広場が充実しているが、開園25年が経過しており、一部の施設に老朽化がみられる。

- カフェやレストランなど竹取公園に新たな賑わい施設を整備する。産業総合振興機構と連携し地場産業活性化に向け、地場産品関連したイベントを行う。
- 竹取公園を地域が安心して集える空間として再整備するとともに、集客力の高い馬見丘陵公園と花のイベント等の連携による利活用の促進を図る。

基本方針④ アクセス環境の改善

- 竹取公園、馬見丘陵公園へのアクセスは自家用車が主体であり、イベント時には混雑するため、周辺の民間施設の駐車場等を臨時的に活用している。
- 最寄りの鉄道駅から地区へのバス路線はあるが、竹取公園に直接アクセスできるバス停はない。

- 公共交通の利用促進や駐車場（臨時含む）の増設により、地区へのアクセス性を高め、イベント時の利便性向上を図る。

基本方針⑤ 地域の情報発信

- 崇山古墳など歴史的価値のある地域資源や「かぐや姫伝説」など地域の魅力ある情報を発信する場が少ない。

- 図書館や公園館等の既存施設の活用や地域活性化を進めるため民間事業者との連携を図り、地域の魅力発信を図る。

・花讃道の由来

馬見丘陵公園は、馬見古墳群の保存を目的に整備された公園であり、そこへアクセスする道を古墳に参る道＝「参道（さんどう）」としてとらえ、また、公園の特徴である四季を彩る花を沿道にも植えることで花をたたえ親しまれる道となるよう「花讃道（はなさんどう）」と名付けた。
※ 馬見古墳群（馬見丘陵公園・竹取公園）へのメインアクセスとなる町道上田部奥鳥井線を「馬見花讃道」、竹取物語の舞台である讃岐神社にむかう道を「竹取花讃道」とする。

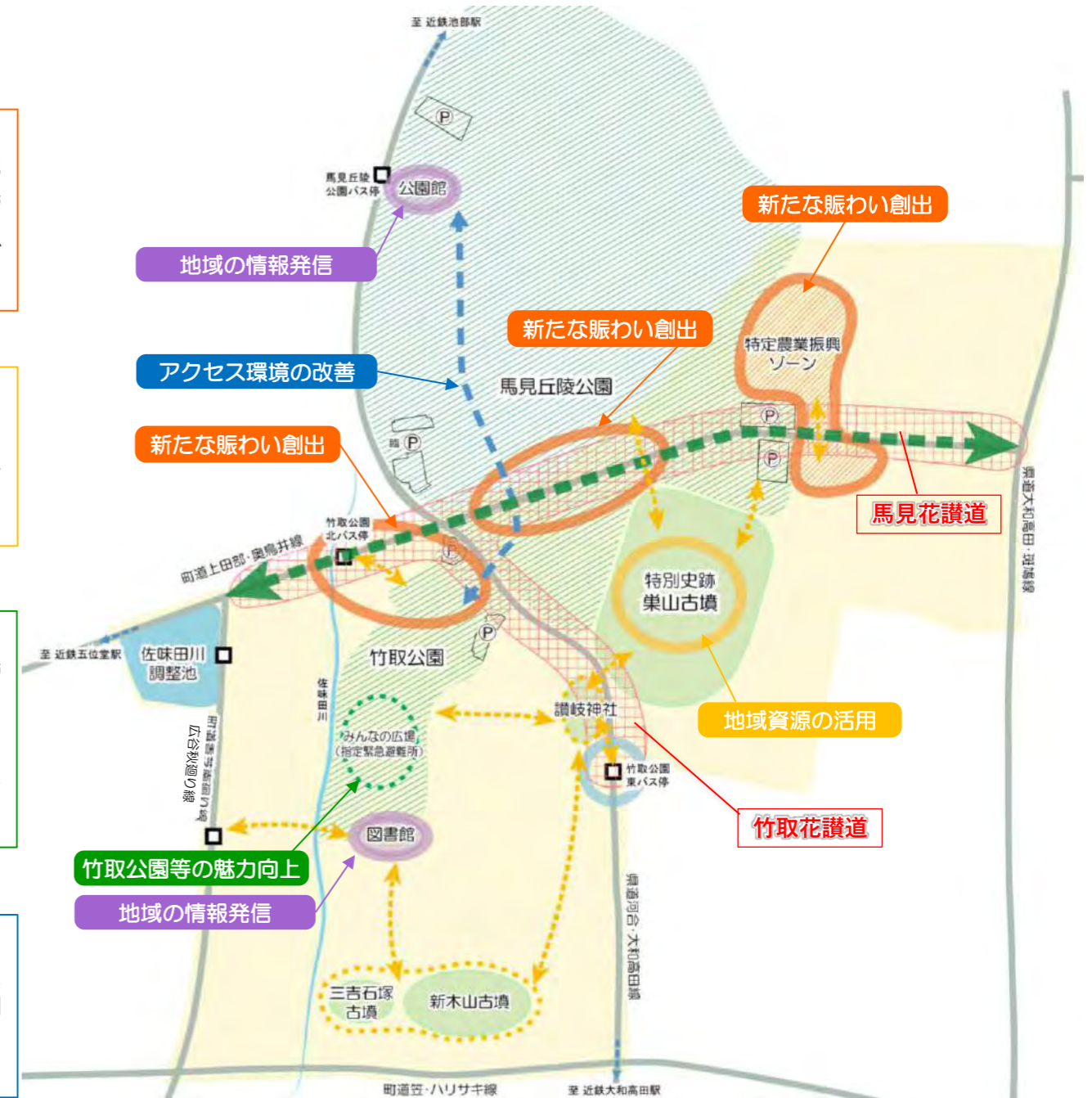


図. まちづくりのイメージ

(参考) 基本構想の概要

<地区の課題>

町の活力の向上

- 商業施設、飲食店が少ない
- 広陵町の特産品の品質力を活かしていない
- 樹木が生長繁茂し、町道上田部・奥鳥井線から公園内の景観が見えていない
- 街路樹も景観を損ねており、公園と一体となった景観形成が必要

歴史ロマンのまちづくり

- 栗山古墳は、国特別史跡に指定されている重要な観光資源であり、馬見丘陵公園や竹取公園との連携強化が必要
- 讃岐神社、三吉石塚古墳等の歴史的資源や図書館との連携が必要

安全・安心のまちづくり

- 竹取公園は、大型車両の進入路や防災施設がない
- 竹取公園の外周道路が狭く、公園灯がある部分以外については薄暗い

健幸のまちづくり

- 公園管理が徹底できていない
- 毎日いきいきと公園内外を散歩できるような取り組みがない

子育て・教育のまちづくり

- 竹取公園は、遊具や園路等が老朽化しており、小さな子どもを遊ばせる施設や一時的な雨風を凌ぐ場所がない
- 準用河川佐味田川について、水辺の活用ができる空間がない

快適生活のまちづくり

- トイレ施設は仕様が古く利用しにくい
- 周辺や公園内に飲食できるスペースや休息できるスペースが少ない
- 佐味田川防災調整池からの種子飛散が問題となっている

利便性の高いまちづくり

- イベント開催時には周辺道路で渋滞が発生する
- 鉄道駅から離れており、バス路線は、竹取公園への直接アクセスがない
- 地区内の県道河合大和高田線には歩道の未整備区間がある

その他（地域情報の発信）

- かぐや姫発祥の地である紹介ができていない
- 地区内の栗山古墳等の歴史的資源や図書館との連携がない

<まちづくりのコンセプト>



<まちづくりの方針>

- 基本方針① 新たな賑わいの創出
- 基本方針② 地域資源の活用
- 基本方針③ 竹取公園等の魅力向上
- 基本方針④ アクセス環境の改善
- 基本方針⑤ 地域情報の発信

<基本構想図>



基本計画では、基本構想に定めたまちづくりの方針の整理を行い、具体的な事業内容や事業主体をとりまとめる。

2. 事業主体

※本基本計画は、5年以内に完了または着手する具体的な取組に加え、それ以降の将来的な取組も含めて策定したものです。（5年経過毎に改訂予定）

町、県、または、民間事業者が事業主体となる以下の事業を想定しています。なお、計画区域全体に対する影響が大きく、多方面との調整による事業推進が必要なものを重点事業としています。また、各事業の実施にあたっては、地域住民との協働に向けた仕組みや体制づくりについて検討を行いながら、新型コロナウイルスの流行を踏まえた様々なニーズ、変化に柔軟に対応できるよう、各事業の検討を進めていきます。

基本方針①：新たな賑わいの創出

事業種別	事業名称	事業主体（例）	事業内容	短期スケジュール【R3（2021年）～R7（2025年）】						中長期スケジュール【R8（2026年）～】
				R2 （2020年）	R3 （2021年）	R4 （2022年）	R5 （2023年）	R6 （2024年）	R7 （2025年）	
ハード	【重点】 ①-A: 農産物直売所整備事業	町 産業総合振興機構	・既存管理事務所を活用し、竹取公園周辺の県の特定農業振興ゾーン等で採れる農産物の販売所を設置する。 ・管理事務所エントランス広場を活用する。			実証実験	計画・設計 ※公園魅力施設整備と連動	工事	運営	
	①-B: 商業・サービス施設の誘致事業	町	・エリア内には、商業施設等が少なく、来訪者及び地域住民の利便性を向上させるため、町道沿いに新たに商業施設を誘致する。		商業産業施設の誘致活動					
		町/民間	・町道沿いの竹取公園に近接するエリアにおいて、地場産業（靴下）に関する見学・体験施設等を導入し、竹取公園と連携を図る。	地区計画策定計画	設計	工事	運営			
	【重点】 ①-C: 町道上田部奥鳥井線沿道景観整備事業	町	・竹取公園の公園魅力施設整備に合わせて町道沿いの擁壁高を抑えた敷地造成とし、町道側への圧迫感を抑えた整備をする。				公園魅力施設整備に合わせた修景整備			
		県	・馬見丘陵公園外周は樹木が繁茂しており、町道から公園内の景色が見えないため、町道沿いの公園内植栽管理の頻度を高める。		町道沿いの公園内植栽管理				（継続実施）	
【重点】 ①-D: 町道上田部奥鳥井線歩行者利便増進道路整備事業	町	・歩道整備・無電柱化等の沿道景観整備を検討する。 ・道路空間の有効活用を図るため、片側2車線を1車線にし、巢山古墳西交差点のラウンドアバウト化について検討する。合わせてラウンドアバウトの中央島にシンボルとなるモニュメント設置を検討する。（県道との交差点のため県と調整） ・歩道を拡張して賑わいエリアとして整備し、民間の利活用等により、歩行者利便を増進する。 ・自転車通行帯を整備する。	基礎調査・実証実験	基礎調査・実証実験の結果を受け、関係機関と協議・調整						
ソフト	①-E: 農産物の流通促進・直売所運営母体の経営基盤強化事業	町 産業総合振興機構	・広陵町産業総合振興機構を中心として、新たな賑わい創出や6次産業化を推進し、農産物の高付加価値化、流通促進を担い、直売所の運営母体として経営基盤強化を図る。		産業総合振興機構の経営基盤強化 農産物の流通促進 ※公園魅力施設整備と連動				直売所の運営開始	
	①-F: イチゴのブランド化・PR事業	町	・広陵町の特産品（イチゴ）のブランド化の方向性を検討し、コンテンツを制作、PR・情報発信を推進する。HP等による情報発信とともに、来訪者への情報発信の場として観光農園・直売所を活用する。				方向性検討	コンテンツ制作	（HPでの）PR・情報発信	
		町/民間	・観光農園の運営により、利用者に広陵町の農産物・特産品に触れてもらう機会をつくる。		観光農園の運営				（継続実施）	
①-G: 地場産業PR事業（地場産業のPR、イベントの開催）	町/民間	・竹取公園のイベント等と連携して、広陵町の農産物・特産品、地場産業などのPR、イベントを開催する。情報発信の場として、公園館や図書館等を活用する。			地場産業等のPR・情報発信 イベント開催				（継続実施）	

基本方針②：地域資源の活用

事業種別	事業名称	事業主体(例)	事業内容	短期スケジュール【R3(2021年)～R7(2025年)】						中長期スケジュール【R8(2026年)～】
				R2 (2020年)	R3 (2021年)	R4 (2022年)	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)	
ハード	【重点】 ②-A: 巢山古墳周辺整備事業	町	・国特別史跡に指定された巢山古墳について、周辺整備（ウォーキング・ランニングコース、馬見丘陵公園等からのアプローチ等）を行う。	巢山古墳周辺整備						
	②-B: 巢山古墳周辺の視点場確保	県	・馬見丘陵公園内から巢山古墳への視認性を高めるため、巢山古墳に隣接し、樹木が繁茂するエリアの植栽管理の頻度を高める。	巢山古墳への視点場での公園内植栽管理						(継続実施)
	【重点】 ②-C: 巢山古墳・讃岐神社等へのアクセス等整備事業	町/県	・巢山古墳周辺整備に合わせて、駐車場からのアクセス道整備、南側エントランス部の広場整備（馬見丘陵公園入口との一体化）を行う。	調整 植栽整備						
		町/県	・町内外からのアクセス環境改善を図る。特に竹取公園周辺について歩行空間の改善を図る。 ・①-Dの事業に合わせて、竹取公園出入口の右折進入レーンの設置を検討する。	計画・設計						整備
		町	・周遊ルートとして讃岐神社参道等の整備を行い、魅力化を図る。 ・トイレを新設する。（巢山古墳や讃岐神社の利用者向け）	計画・設計						整備
	②-D: 周遊ルート(歴史の道)サイン整備	町/県	・広陵町ウォーキングマップに基づき、竹取公園・馬見丘陵公園を中心としたサインシステムを計画、案内板等の設置により周遊ルート（歴史の道）を整備する。 ・馬見丘陵公園の案内サインと連携する。	板面差し替え						
ソフト	【重点】 ②-E: 古墳VR映像コンテンツ作成	町	・VR映像技術を活用し古墳の歴史学習の機会を新たに設ける。	巢山古墳VR映像作成						
	②-F: 歴史的資源の活用事業 (古墳めぐりツアー、イベントの開催)	-	・馬見丘陵公園内等で古墳めぐりツアーを継続的に実施する。	ツアーの継続開催						(継続実施)
		町	・巢山古墳外堤を利用したイベント（クロスカントリー、マラソン、フォトロゲイニング等）やドッグウォークの社会実験を開催し、町内外へ古墳群や地域の魅力をPRする。	新規イベント実施						(継続実施)

基本方針③：竹取公園等の魅力向上

事業種別	事業名称	事業主体(例)	事業内容	短期スケジュール【R3(2021年)～R7(2025年)】						中長期スケジュール【R8(2026年)～】	
				R2 (2020年)	R3 (2021年)	R4 (2022年)	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)		
ハード	【重点】 ③-A: 民間活力による公園魅力施設整備事業	町/民間	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の賑わいを創出するため、竹取公園の魅力を活かしたカフェ・レストラン等を整備する。 ・災害時の活用を想定し、防災倉庫を併設する。 		基本計画 ※農産物直売所と連動		事業者公募 基盤設計	工事	モニタリング		
		民間					施設設計	工事	運営開始		
	③-B: 公園施設(遊具等)リニューアル事業	町	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化の進んでいる竹取公園の遊具について、「公園長寿命化計画」に基づき遊具・園路をリニューアルし、安心して遊べる公園として魅力向上を図る。 ・既存トイレを改修する。(老人、子育て世代向け) 		計画に基づく遊具のリニューアル						(継続実施)
	③-C: エントランス改修事業	町	<ul style="list-style-type: none"> ・竹取公園のエントランス部を改修し、一部駐車場、サイクルポート及びバスの乗入れ場として活用する。 ・修景池を埋め立て芝生広場とし、ミニステージを設置する。 ・①-Dの事業に合わせた出入口付近の改修を行う。 		計画	設計	エントランス整備				
	【重点】 ③-D: みんなの広場改修工事	町	<ul style="list-style-type: none"> ・竹取公園の多目的広場を災害活動拠点として活用するために、広場改修計画・設計・整備を行う。 ・イベント時に利用できる常設ステージを新設する。 ・活動拠点(常時：イベント等のステージを想定)とヘリポート離着陸、資材搬入場所を整備する。 		計画	設計	広場整備				
	③-E: 佐味田川左岸道路の拡幅整備(みんなの広場への橋梁含む)	町	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の出入り口・アクセス道路を整備する。 				計画	設計	工事	運用開始	
ソフト	【重点】 ③-F: 公園連携イベント事業	町/県	<ul style="list-style-type: none"> ・竹取公園で、花や古墳、農産物(イチゴ等)、スイーツをテーマにしたイベントを馬見丘陵公園のイベントと連携して開催する。 		企画	イベント連携開催			(継続実施)		
	③-G: 花の彩の展開事業	町	<ul style="list-style-type: none"> ・馬見丘陵公園と花壇に植える品種の調整を行い、竹取公園でも賑わい創出のためのイベントを開催する。また、花壇の維持管理を行う。 		品種の調整		イベント実施の調整 花壇の維持管理		(継続実施)		
	③-H: 地域情報の発信事業(広陵町図書館の活用)	町	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館を情報発信の拠点として活用し、町のPR、移住定住者や関係人口の創出を図る。 		ツール作成	情報発信			(継続実施)		

基本方針④：アクセス環境の改善

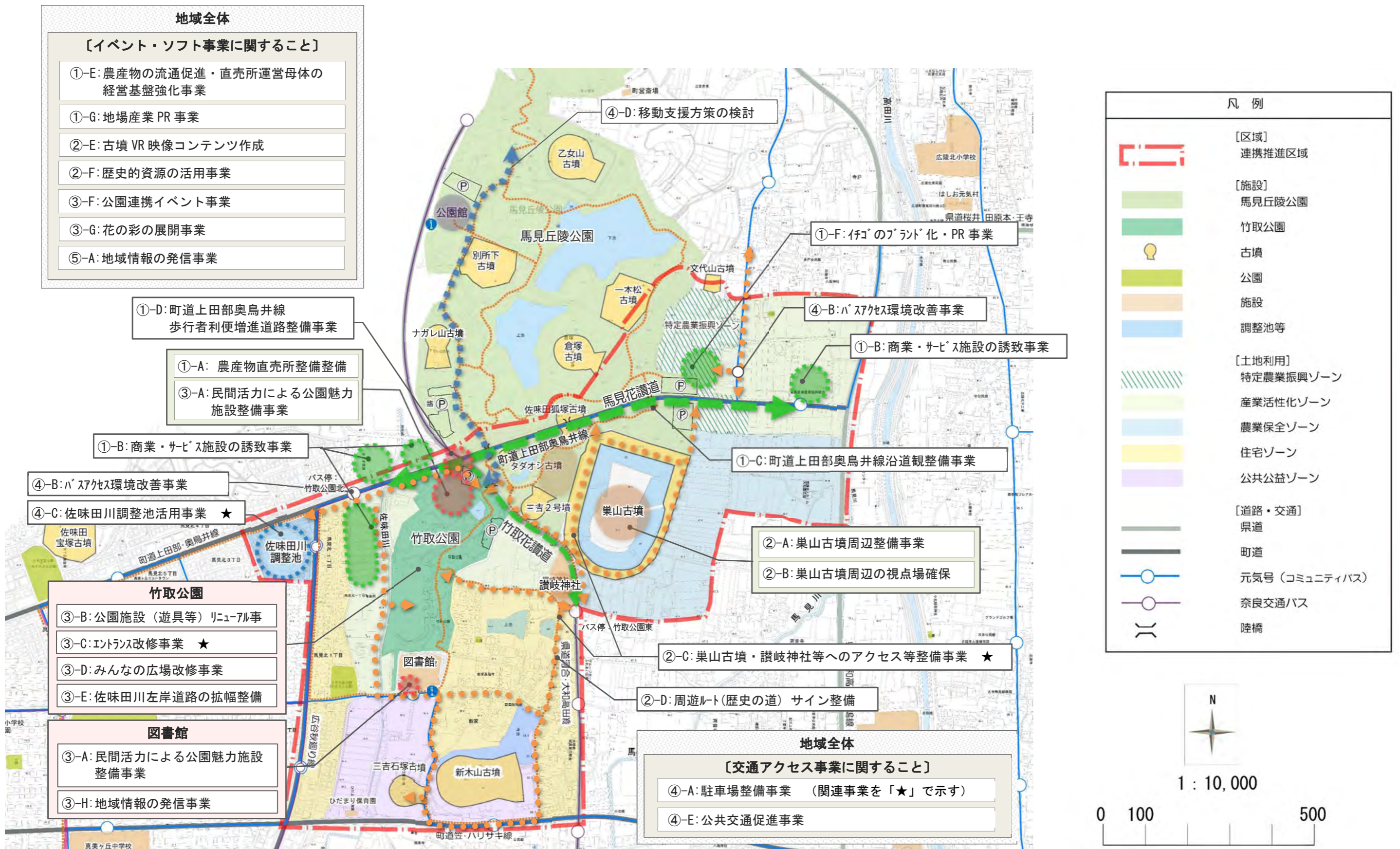
事業種別	事業名称	事業主体(例)	事業内容	短期スケジュール【R3(2021年)～R7(2025年)】						中長期スケジュール【R8(2026年)～】	
				R2(2020年)	R3(2021年)	R4(2022年)	R5(2023年)	R6(2024年)	R7(2025年)		
ハード	④-A: 駐車場整備事業	町	<ul style="list-style-type: none"> ・竹取公園、巢山古墳、讃岐神社は、自動車によるアクセスが主であり、イベント開催時には渋滞が発生するため、駐車場の確保・整備や案内誘導を検討する。 ・民間活力導入に合わせて、駐車場管理のあり方についても検討する。 		計画	設計	整備			(継続実施)	
	④-B: バスアクセス環境改善事業	町/ バス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・駅から竹取公園や観光農園への公共交通によるアクセス環境を改善するため、バス停の追加など路線再編を検討する。 ・土日祝のみの竹取公園への乗り込み等を検討する。 							(継続実施)	
	④-C: 佐味田川調整池活用事業	県	<ul style="list-style-type: none"> ・佐味田川調整池は、都市内緑地としてのニーズが低下し、周辺住民から苦情が出ていることから、状況に応じて樹木伐採・伐根を実施する。 	伐採 伐根							植栽管理
町/県		<ul style="list-style-type: none"> ・佐味田川調整池の対策量 74,400m³を確保しつつ、地元住民とともに多目的広場として常時の活用方法を検討し、関係機関と協議を行う。 			活用方法の検討					検討結果を受け、 関係機関と協議・調整	
ソフト	④-D: 移動支援方策の検討	町/県	<ul style="list-style-type: none"> ・馬見丘陵公園、竹取公園内の移動支援方策として、トラムルート試行・延伸の検討を行う。 								試行・延伸
	④-E: 公共交通促進事業	町	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通（コミュニティバス）の利用を促進するため、キャッシュレス決済、ポイントカード制度、バスロケーションシステムの導入など公共交通利用促進方策を検討し、実施する。 ・企画切符等の検討を行う（竹取公園で使える割引券やイベントに連動した切符など）。 								公共交通利用促進方策の検討・実施

基本方針⑤：地域情報の発信

事業種別	事業名称	事業主体(例)	事業内容	短期スケジュール【R3(2021年)～R7(2025年)】						中長期スケジュール【R8(2026年)～】		
				R2(2020年)	R3(2021年)	R4(2022年)	R5(2023年)	R6(2024年)	R7(2025年)			
ソフト	⑤-A: 地域情報の発信事業	町	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSの活用により、広陵町内のタイムリーな情報を発信する。また双方向の発信方法を検討する。 ・地域住民との協議に向けた仕組みや体制づくりについて検討する。 			ツール作成					情報発信	(継続実施)

3. 基本計画図

竹取公園周辺地区のまちづくり基本計画図は、以下に示すとおりです。

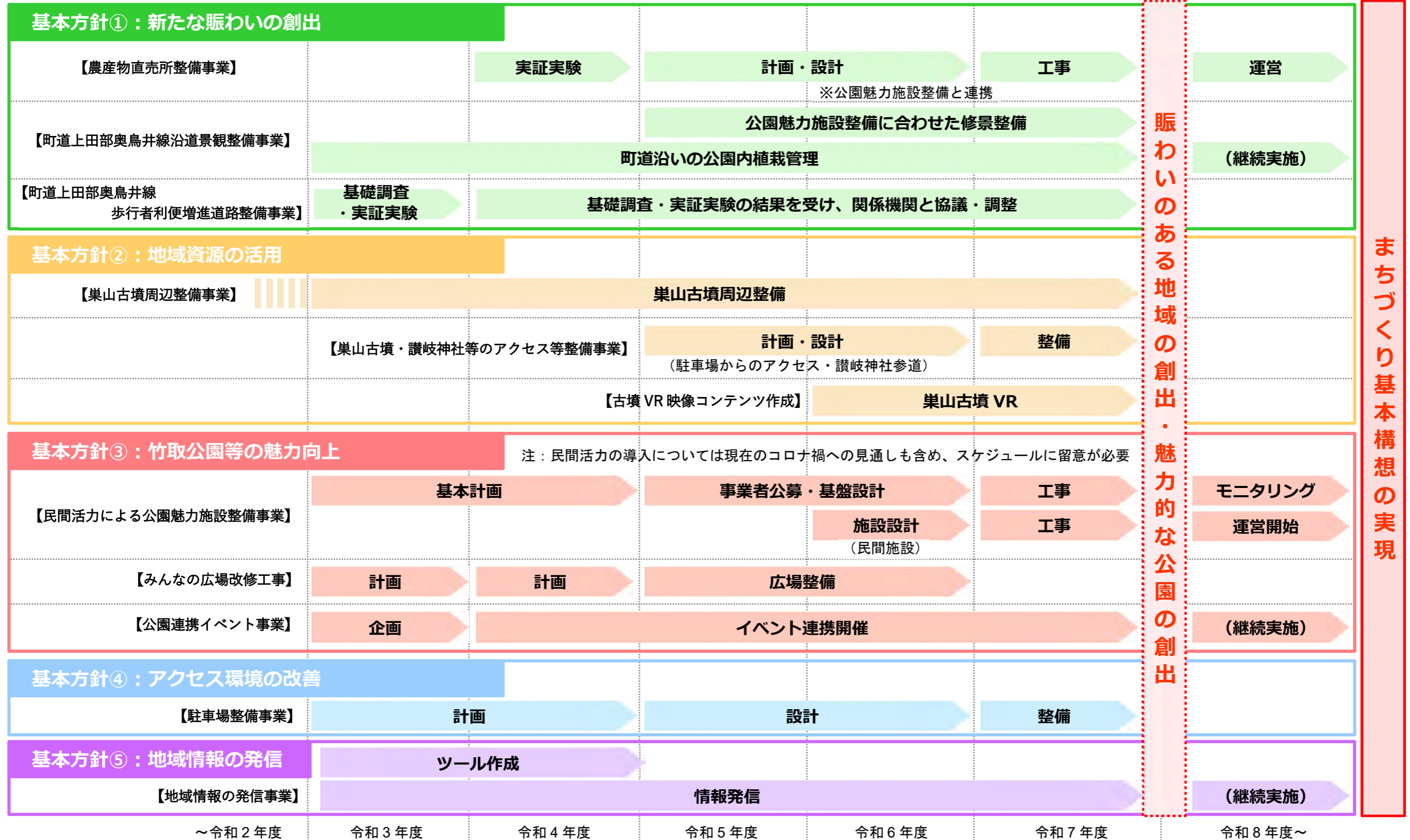


※) 元気号(コミュニティバス)路線は、令和元年10月1日に見直し 8

4. 事業に向けた取り組み

まちづくり基本計画の実現に向けて、基本方針毎に整理した事業について、スケジュールやタイミングを明確にするとともに、各事業がどのような役割を果たしているかを意識し、地域住民、農業従事者、民間事業者、行政が協働して戦略的に取り組みます。

■ 事業推進に向けた取組イメージ



5. KPI

事業効果評価指標（KPI）の設定については、今後の運用面を鑑み、「広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版」等の関連計画で設定している評価指標を参考として抽出し、本地区における目標値を設定します。

■ 事業効果評価指標（KPI）の参考指標

指標分野	指標	現在値	目標値	出典資料
町民の満足度	公園・緑地の整備状況に関する町民の満足度	63%（平成27年度）	68%（令和3年度）	広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版
町民の満足度	道路の整備状況に関する町民の満足度	37.7%（平成27年度）	40%（令和3年度）	広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版
観光・交流	かぐや姫まつり来場者数	18,300人（平成27年度）	30,000人（令和3年度）	第4次広陵町総合計画後期基本計画
観光・交流	文化財ガイド案内件数	17件（平成26年度）	40件（令和3年度）	広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版
観光・交流	当町への訪問者数の増加（馬見丘陵公園・竹取公園周辺のRE S A S人口流動メッシュ分析合計ベース（ピーク月））	92,000人（平成30年度）	94,000人（令和2年度）	広陵町中小企業小規模企業振興基本条例に基づく「広陵町産業総合振興機構」設立による各産業分野の雇用創出計画



■ 事業効果評価指標（KPI）の設定

指標分野	指標	現在値	目標値（令和8年度）
町民の満足度	公園・緑地の整備状況に関する町民の満足度	74%（令和2年度）	78%
町民の満足度	道路の整備状況に関する町民の満足度	45%（令和2年度）	50%
観光・交流	かぐや姫まつり町外来場者率	53%（令和元年度）	60%
観光・交流	文化財ガイド案内件数	34件（令和元年度）	50件
商業・地域活性化	農産物直売所における地域特産品の購入者数	—	50,000人
商業・地域活性化	歩行者利便増進道路周辺の出店件数	—	50件